



第2次

長和町長期総合計画

— 次世代に笑顔と活力あふれる町を引き継ぐために —



2017 »» 2026
平成29年度 平成38年度



長和町町民憲章

私たちは

先人の築いた黒耀石の遺跡と中山道の宿場を誇りにし
緑の山なみ 澄んだ空気 豊かな水を大切にし
活力ある明るい町にするため この憲章を定めます

— 自然を守り 環境を整え 美しいまちをつくります

— 仕事に励み 産業を育て にぎわいのあるまちをつくります

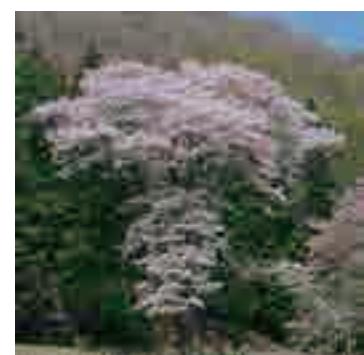
— 健康を保ち 家庭を明るく 安らぎのあるまちをつくります

— 教養を深め 文化を育み 生きがいのあるまちをつくります

— お年いを敬い 夢をもひ語り合ひながらまちをつくります



町の花
「ツツジ」



町の木
「山 桜」



特別シンボル
「黒耀石」



キャラクター
「なっちゃん」

次世代も耀く町を目指して



平成 17 年 10 月 1 日に旧長門町と旧和田村が時代の流れの中で合併し、新「長和町」の誕生から既に 10 年が経過いたしました。この間、町民の皆さんと行政が知恵を出し合い、新しい町の発展と融和のためにさまざまな事業に取り組んでまいりました。

既にご承知のとおり、長和町も多くの山間市町村と同様に少子高齢化が年々進むとともに、急激な人口の減少が続いている。

こうした状況に少しでも歯止めが掛かればとの思いから「子育て日本一」の町を目指し、18 歳までの医療費無料化を全国で初めて実施するとともに、5 力年計画でマンション型の町営住宅の建設などを行いながら、町外から若い世代の皆さんを呼び込む事業などを行ってまいりました。

しかし、平成 27 年度に策定した「長和町人口ビジョン」では、出生数の著しい低下に加え、死亡数の増加により自然減が続くとともに、転出が転入を上回る社会減の状態が長期に渡り続くという結果が示されており、人口減少と少子高齢化は今後も進むと予想されています。こうした状況が長期的に続くことにより、町に与える影響やリスク等を想定したうえで、同年度に「長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されています。

このたび、合併後の平成 19 年 3 月に策定した「第 1 次長和町長期総合計画」の期間が平成 28 年度をもって終了するため、先に策定された人口ビジョンや、まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容を充分に踏まえながら、長和町の新たな 10 年間を見据えた「第 2 次長和町長期総合計画」を策定いたしました。

この計画は、町政の方向性を示す町のあらゆる計画の最上位の計画として、目指す方向やそのために必要な施策を体系的に表し、町民の皆さんとの協働を基本に「次世代も耀く町づくり」という視点に立ちながら、分野ごとに取り組むべき施策を掲げております。

景気回復の遅れや少子高齢化、人口減少、さらに厳しい財政事情といった状況は今後も続いてまいりますが、現実と将来あるべき姿をしっかりと認識しながら、さらなる町の発展に向けた施策を推進してまいりますので、引き続き町民の皆さんのご理解とご協力、ご支援をお願い申しあげます。

最後になりましたが、当計画の策定にあたり慎重にご審議いただいた長和町振興計画審議会委員の皆さんをはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの皆さんに心から御礼申しあげます。

平成 28 年（2016 年）9 月

長和町長 羽田 健一郎

目 次

第1章 序 論

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景	6
2 第2次総合計画に求められる視点	6

第2節 計画の構成と期間

1 計画の性格	7
2 計画の構成及び期間	8

第3節 町の概要と時代の潮流

1 町の概要	9
2 時代の潮流	10

第4節 町の人口推計と影響

1 町の人口推計	13
2 地域に与える影響	14

第5節 アンケート調査結果

	16
--	----

第2章 基本構想

第1節 基本理念

1 基本的考え方	26
2 町の将来像	26
3 基本理念	27

第2節 基本目標

1 地域産業の振興で働いてみたくなるまち	29
2 観光・交流文化の構築で人の流れを呼び込むまち	30
3 結婚・妊娠・出産・育児・子育てを切れ目なく支援する環境を整え、 子育てしたくなるまち	30
4 安全・安心な環境の確保で暮らし続けたくなるまち	30

第3節 基本施策

1 活力に満ちた産業のまちづくり（産業の振興）	31
2 つながりが広がるまちづくり（交流の促進）	31
3 健康で笑顔あふれる安心なまちづくり（保健・医療・福祉・子育ての充実）	32
4 豊かな心と文化を育むまちづくり（教育・文化の充実）	32
5 自然と調和した快適で安全なまちづくり（生活環境・基盤の整備）	32
6 ささえあいのまちづくり（住民参加と行財政運営）	33

第4節 施策の体系

	34
--	----

第3章 基本計画（前期）

第1節 活力に満ちた産業のまちづくり（産業の振興）

推進施策1 農林業の振興	38
推進施策2 商工業の振興	41
推進施策3 観光の振興	44

第2節 つながりが広がるまちづくり（交流の促進）

推進施策1 国内交流の推進	48
推進施策2 国際交流の推進	50

第3節 健康で笑顔あふれる安心なまちづくり（保健・医療・福祉・子育ての充実）

推進施策1 地域医療サービス体制の整備	53
推進施策2 保健・福祉の連携	55
推進施策3 子育て支援の充実	59
推進施策4 地域福祉の充実	62

第4節 豊かな心と文化を育むまちづくり（教育・文化の充実）

推進施策1 教育環境の充実	66
推進施策2 生涯学習の充実	68
推進施策3 青少年健全育成の推進	71
推進施策4 地域文化の伝承と文化財の保護活用	73
推進施策5 人権の尊重	76

第5節 自然と調和した快適で安全なまちづくり（生活環境・基盤の整備）

推進施策1 災害防止と環境保全	80
推進施策2 道水路の整備と保全	83
推進施策3 上下水道の整備と保全	85
推進施策4 住宅等の整備と保全	87

第6節 ささえあいのまちづくり（住民参加と行財政運営）

推進施策1 協働のまちづくり	90
推進施策2 行財政改革の推進	92

第4章 参考資料

1 長和町長期総合計画策定条例	96
2 長和町振興計画審議会条例	97
3 長和町振興計画審議会委員名簿	98
4 諒問書	99
5 答申書	100

序 論

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

長和町では、平成17年10月の町村合併をうけ、新町として初めてとなる「第1次長和町長期総合計画」を平成18年度に策定しました。この計画は、平成28年度を目標年度として策定され、「① 自然と共に存の誇れるまちづくり」「② 元気に知恵と工夫で活力に満ちたまちづくり」「③ 人と人、心を活かした明るいまちづくり」「④ 住民と行政が一体で創るまちづくり」の4つを基本的目標と定め、これまで町民とともに魅力あふれるまちづくりを進めてきました。

しかし、この10年間で人口の減少とともに少子高齢化が進み、経済の低迷による企業の低成長など当町を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

また、地方分権に向けた流れの本格化により国と地方の関係の見直しが行われ、従来にも増して自治体の自立と責任が強く求められている一方で、それを支える当町の財政状況は厳しさを増しており、従来の価値観や手法では対応できない課題も多くなっています。このため、行財政基盤の充実に努めるとともに、今まで以上に住民、団体、事業者と行政が協働して地域の課題に対応し、個性あるまちづくりを進めることが必要かつ重要となります。さらには、合併から10年を迎え、より広域的な視点で地域資源や特性を活かしたまちづくりが求められます。

こうした状況の中、新たな時代を見据え、長和町に住むすべての町民が明るく元気に暮らせるまちづくりの指針となる「新たな10年間の総合計画」を策定します。

2 第2次総合計画に求められる視点

(1) 効果的・創造的なまちづくり

少子高齢社会の進展等により質的にも量的にも拡大する行政需要に対し、行政は厳しい財政状況の中で多様な課題に的確に対応しなくてはなりません。そのため、施策効果をしっかりと見極めて効果の高い施策を重点的に進める効率的な行政運営の指針となる総合計画とします。

さらに、計画期間である10年後を目標に、今後想定される課題を先取りするととも

に、昨年度策定された「長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏襲し、今後の人口減少を見据えつつ新たな魅力を創造するまちづくりの指針となる総合計画とします。

(2) 地域力を高め、みんなで支え合うまちづくり

地域の課題が多様化・複雑化し、行政の力だけでは解決できない課題が多くなっています。こうした課題の解決に向けては、地域住民や事業者など地域関係者の主体的な活動を活発にし、総合的な地域力を高めることが不可欠となっています。

このため、平成28年度制定見込みの「長和町住民自治基本条例」に基づき地域の自治意識を高め、地域でできることは地域で解決するとともに、住民と行政が協働で公的なサービスの提供を行う支え合いのまちづくりを進める指針となる総合計画とします。

第2節 計画の構成と期間

1 計画の性格

総合計画は、まちづくりの最も基本となる計画であり、すべての分野における町政の方向性を示す町の計画の最上位の計画として策定します。

このため、総合計画では社会経済環境の変化、町の特性や課題などを踏まえて長和町の目指す将来の姿とその実現のための施策を、総合的、体系的に取りまとめています。

① 中長期のまちづくりの目標を示す計画

時代の潮流を踏まえて中長期の町の展望を拓き、目指すべき町の姿を町民とともに共有し、持続可能な町を創るための将来目標を示します。

② 長和町の行財政運営の方針を示す最上位の計画

限られた財源を有効に活用しながら重点的に取り組む施策を明確にし、効率的、効果的な行財政運営を行うための方針を示します。

③ 町民と行政が協働でまちづくりを進めるための計画

協働のまちづくりを進めるために必要となる町民と行政との共通の理解を深めるため、これからまちづくりの方向性や必要な取り組みを町民に示します。

2 計画の構成及び期間

第2次長和町長期総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成されます。

(1) 基本構想

町政を総合的かつ計画的に運営するために、平成38年度（2026年）を目標年度とし、10年間にわたり当町の将来像を実現するための目標や施策を明らかにします。

(2) 基本計画

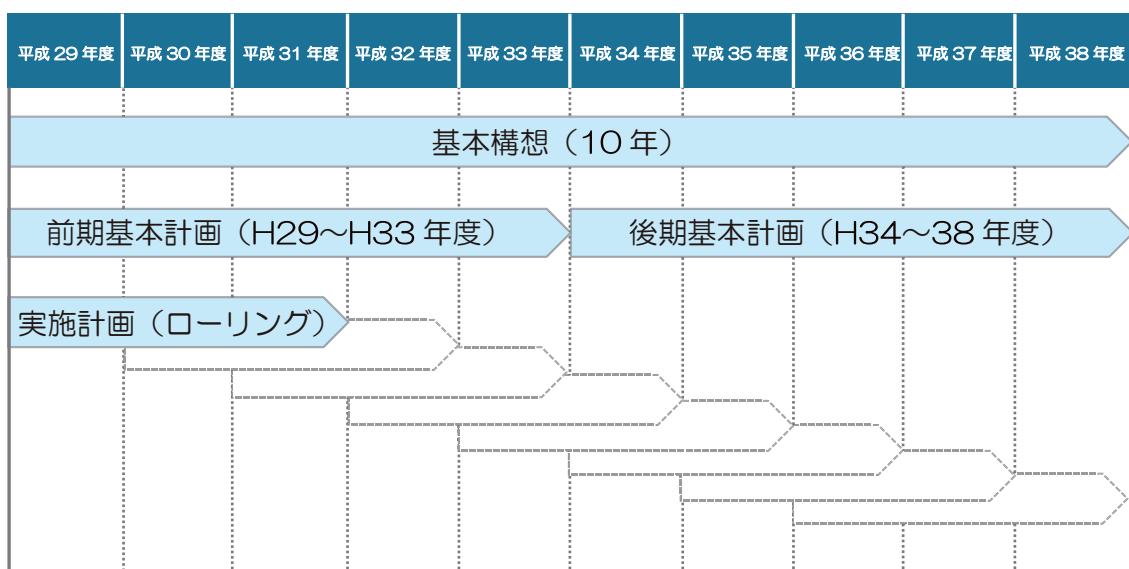
基本構想で定めた基本目標を達成するために、各分野における主要施策の個別計画の策定や整備方針、関連する具体的な施策を体系的に明らかにします。

この基本計画は、計画期間を5年ごとに前期と後期に分けて策定することとし、前期基本計画は平成29年度から平成33年度、後期基本計画は平成34年度から平成38年度とします。

(3) 実施計画

基本計画に示した施策について、具体的に実施する各事業の内容や財源について明らかにするもので、財政計画に基づいて定める3カ年計画です。

この実施計画については、毎年度ローリング方式により見直しを行い、予算編成や事務事業執行の具体的な指針とします。



第3節 町の概要と時代の潮流

1 町の概要

長和町は、平成の大合併により平成17年10月1日に旧長門町と旧和田村が合併して誕生しました。また、それ以前、旧長門町は昭和31年9月30日に「大門村」「長久保新町」「長窪古町」が合併してできた町でしたが、旧和田村は町村制施行以来、1度も合併を行わずに経過してきました。

(1) 位置と地勢

長野県のほぼ中央部に位置する長和町は、南部や東部、西部の山岳地帯から流出する水系を集めた依田川、大門川が町の中央を北に向かって流れています。依田川流域と依田川に流れ込む支流に平地と扇状地が形成され、山裾から平坦地にかけて農地が分布しており、依田川に沿って広がる平坦地を中心に、3方向が山岳地帯に挟まれた比較的まとまりのある地形を有する地域です。

標高は、茶臼山の2006mを最高に、上田市と隣接する古町地区の580mが最低となる標高差(1426m)が大きい立地です。

(2) 気候

気候は内陸性気候で、標高が高いことから気象変化が激しく、気温の年較差は40度を超えるが、夏季の平均気温が低いため夏はしのぎやすく快適です。

(3) 面積

長和町の総面積は183.86km²で、長野県の面積の1.35%に当たり、林野面積が90%以上を占める緑と自然豊かな町です。

土地利用の状況は、宅地2.25km²(1.22%)、農用地9.96km²(5.42%)、林野等171.65km²(93.36%)となっています。

2 時代の潮流

(1) 人口減少・少子高齢社会の進行

長和町の人口は、平成17年の国勢調査では7,304人でしたが、平成22年の同調査では6,780人と524人減少し、平成27年の国勢調査では6,170人と、さらに610人減少しています。この調査から、10年間で1,134人が減少した結果となります。

年齢3区分別にみると、15～64歳の生産年齢人口は平成17年の4,070人に対し平成28年4月1日時点では3,332人と738人減少し、0～14歳の年少人口は903人に対し608人と295人減少している一方、65歳以上の高齢人口は2,331人に対し2,465人と134人増加しており、高齢化率は38.5%と全国平均の26.7%、県平均の29.7%を大きく上回っている状況です。（※ 国、県の率は27年国勢調査）

このような人口減少及び少子高齢化は、今後も進行していくことが確実視されており、少子化に伴う人口減少や高齢化が進む中、生産年齢人口の減少に伴う経済の低迷や介護を必要とする高齢者の増加などにより地域社会をはじめ家庭環境の変容が懸念されます。

そのため、町では安心して子育てができる環境を充実させるとともに、高齢者が社会の一員として持ち得る豊富な知識や経験を発揮できる機会を創出し、子どもと高齢者が世代交流を通して共に生涯にわたり健康で安心して暮らせる生活環境を整えることが求められています。

(2) 地方分権時代

地方分権一括法が施行され、中央集権から地方分権への移行が進むなか、道州制や都道府県レベルによる広域連合化を視野に入れた検討もされています。

そのため、地方自治体には政策能力の向上と自己決定権の広がりに対する適正な判断能力が求められ、真に地方の力が試されるようになりました。

これからは、長和町においても住民と行政がそれぞれ共通した目標と課題に向かって、主体性と独自性を発揮しながら、これまで以上に協働によるまちづくりの推進と、簡素で効率的な行財政改革を進めることができます。

(3) 地方創生の動き

人口減少は地域経済の縮小をもたらし、地域経済の縮小は住民の経済力の低下に繋がり、地域社会の様々な基盤の維持を困難にします。こうした対策として国は、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年12月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。これらは、国全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、首都圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来に渡って活力ある社会を維持していくための基本方針や施策を示しており、地方創生は国と地方が一体となって中長期的な視野の基に取り組む必要があるとして、都道府県や市町村においても国の総合戦略を勘案しながら「地方版総合戦略」の策定に努めることとされました。

長和町においては、平成27年12月に町の人口の現状と課題、将来展望を示した「長和町人口ビジョン」と、その人口の将来展望を実現させるための施策を示した「長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

人口の減少に歯止めをかけるには長期間を要すると想定されますが、人口減少に伴う影響について町全体で問題意識を共有し、総合戦略に沿って各種施策を総合的に進めていかなければなりません。

(4) 環境対策

地球の気候は様々な要因により変動しており、特に、地球温暖化の進行は世界共通の問題として深刻になっており、¹ 低炭素社会の実現には、省エネルギー技術や再生エネルギー技術の導入・普及に加え、太陽光発電技術の果たす役割等が環境問題の解決に向けて大きな意味を持ちます。

長和町においても、人と自然が共生する快適な環境を創りあげていくために、一人ひとりが環境への理解や認識を持ち、ゴミの減量やリサイクルなど資源を最大限に活用する² 循環型社会への移行に積極的に取り組むことが求められています。

¹ 地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出量を削減した社会。

² 有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

(5) 安全・安心への希求

近年は、局地的な集中豪雨や大規模な地震が全国で多発しており、災害の増加や甚大な被害となる傾向が強くみられます。頻発する災害は瞬時にメディアを通して人々の目に映し出され、否応にも災害の恐ろしさを実感します。

こうしたなか、長和町においても風水害や地震などの天災に対する防災意識が高まっています。安全で安心した暮らしの実現が求められています。

(6) 値値観・ライフスタイルの多様化

少子高齢化や核家族の進行、労働環境の変化、情報化の進展などといった社会の潮流は、暮らしに対する考え方や仕事に対する考え方など人々の価値観に様々な影響を及ぼしており、それとともにライフスタイルも多様化しています。

そのため、長和町でも様々な価値観を持った町民一人ひとりが、それぞれのライフスタイルに合わせた生活を送ることができる、暮らしやすいまちづくりを進めることができます。

(7) 情報通信技術の発展

近年のインターネット通信をはじめとした情報通信技術³ (ICT) の飛躍的な発展は、生活の利便性を急速に向上させ、産業の生産性を高めるとともに人と人の繋がり方など、国民生活に大きな変化を与えています。

また、こうした高度情報社会に対応した住民生活や地域社会の形成に加え、電子自治体⁴ の構築も課題となっています。

長和町においても、情報通信技術 (ICT) の整備をさらに進めるとともに、個人情報の保護や技術革新による行政サービスの効率化と質的向上が求められています。

3 情報、通信に関する技術の総称。(Information and Communication Technology)

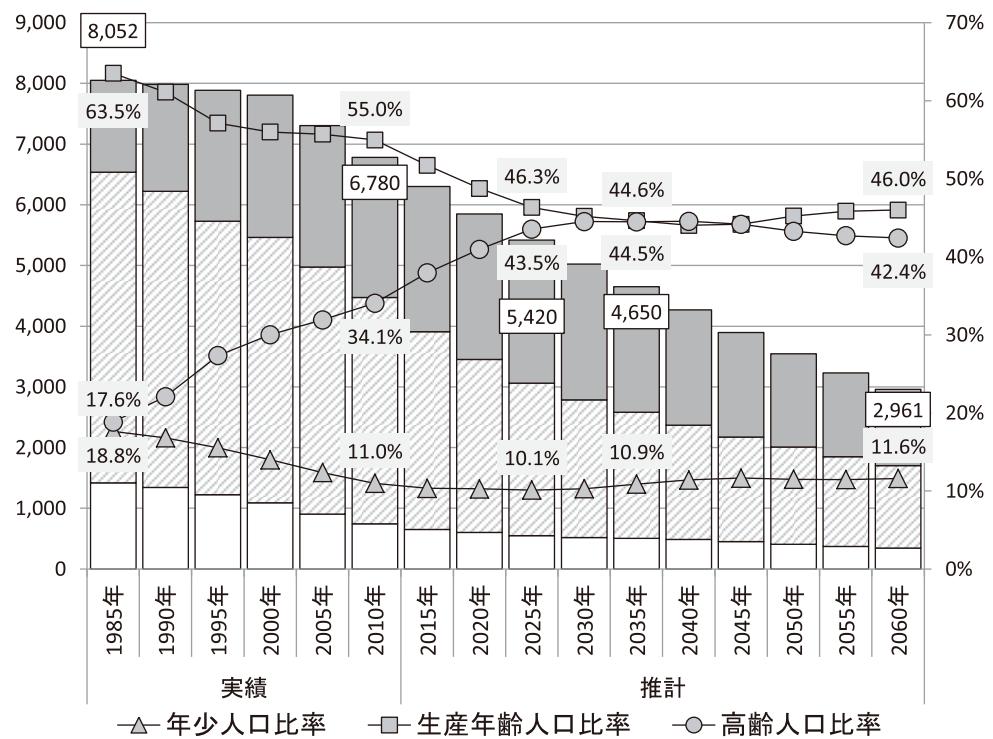
4 情報技術を活用して事務手続き等を効率化し、住民の利便性の向上を図った自治体のこと。

第4節 町の人口推計と影響

1 町の人口推計

長和町の将来人口推計をみると、2035年には生産年齢人口と高齢人口が均衡化し、高齢化が加速し、2060年には人口の半数が高齢者となり、それを支える現役層の負担が大きくなります。自然増減と社会増減では、自然増減の影響は少なく、子どもの出産数の急激な減少はありません。しかし、20~39歳の女性人口の減少などを考えると、自然減少に対する施策を十分に講じる必要があります。一方で、社会増減の影響は大きく、現状のままでは長和町からの転出数の増加、転入数の減少が著しくなる予想です。安定した雇用を創出し、町外からの転入者の定住化を促進し、子育て世代や高齢者が安心して暮らせる環境の基盤整備が求められます。

また、総合戦略等の人口減少、少子高齢化等に対する施策を現状以上に講じない場合には、ますます人口が減少していくことが顕著に分かります。町の自然資源、地域資源を見直し、長和町の自然と人の魅力を町内だけにとどまらず、町外に向けて発信していくことで、人口減少速度は緩やかになります。 （資料：長和町人口ビジョンより）



2 地域に与える影響

人口減少の影響は、長期的かつ非常に多岐に渡ることが想定されます。人口減少が長期的に与える様々な影響やリスクを想定したうえで、長期的な視点に立ち、まちづくり全般の政策・施策を検討していく必要があります。

(1) 産業・雇用

生産年齢人口の減少により労働力不足を招き、雇用量や質の低下などの問題が生じることが懸念されます。また、農林業については、高齢化や後継者不足により従事者が減少しており、農業離れに伴い中山間地域の遊休農地が増加しています。

基盤産業やそれを支える周辺の関連産業・サービスそれが営業を続けるためには、一定の人口規模を必要としています。地域によっては、生活を直接支えるサービスが維持できなくなるものの発生が予測されます。これにより、買い物弱者を生んだりする可能性は、否定できません。こうした状況に対する施策を、今から準備する必要があると考えられます。

国内全体における市場規模の縮小や経済構造の変化も踏まえ、町内各産業においても技術革新、生産性向上、高収益化への転換の必要性が高まっています。

(2) 子育て・教育

「40～44歳→45～49歳」以下の年齢層が転出超過の予測になっているため、子どもが増えることが困難となっています。これに伴い、年少人口の減少により、地域の核である学校の存続が難しくなることが懸念されます。教育環境の維持は、地域コミュニティの維持にも影響を及ぼすと考えられます。また、若者が希望どおりに結婚し、安心して出産、子育てができる社会環境を実現するために、女性が住み続けたいと思えるようなまちづくりとともに、子育てなどで孤立化しない、地域全体で支援する子育てしやすいまちづくりへの取り組みが必要です。

(3) 医療・福祉

老人人口の増加により、医療や介護のさらなる需要増加が見込まれます。一方で、支える側の年齢人口は減少するため、社会保障制度の維持について制度の再構築の必要性

が高まると推察されます。高齢者が今後も身近な地域で医療サービスが受けられるよう、地域医療の提供体制を確保することが重要です。

元気な高齢者には、生きがいをもって仕事に従事していただいたり、介護予防の推進など健康寿命の延伸を支える施策や取り組みが望まれます。

(4) 地域生活

過疎の進展のほか、集落や自治会など、地域コミュニティの共助機能が低下することが懸念されます。こうしたコミュニティの希薄化は、地域の防犯力、防災力の機能低下を招き、災害弱者・犯罪弱者の増加を招くおそれもあります。

また、公共交通機能の低下にも繋がり、通勤・通学者や高齢者の日常生活に影響を及ぼすおそれがあります。

人口減少に伴って住宅が供給過剰となり、住民がいない空き家が目立ち、空き家対策が迫られます。

(5) 行財政サービス

人口減少により、長期的には税収など歳入の減少が見込まれる一方、高齢化はさらに進むことから、社会保障関係経費等が増加し、さらに財政の硬直化が進行するおそれがあります。

近年の町の一般会計決算総額の歳入をみると、2013年度は58.7億円、2014年度が62.8億円、翌2015年度には70.7億円と、やや増加傾向にあります。

町民税等の地方税は7億円前後と年度による増減はありますが、やや減少傾向にあるといえます。特に、個人町民税は町の重要な収入源の一つであり、人口や所得の変動に影響を受けやすいものです。将来人口推計による生産年齢人口（15～64歳）の減少予測に伴い、将来の収入減少を考慮する必要があります。

さらに、地域によっては、高齢者（老人人口）を少ない現役人口（生産年齢人口）で支える状況が発生すると考えられるので、それに伴い町の施策の方向転換や事業の方策転換の検討が予測されます。

第5節 アンケート調査結果

ここで示すアンケート結果は、平成27年に地方創生事業に伴う「長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたり実施したアンケート調査の結果で、当計画策定の資料として引用します。

1 調査の概要

調査は、対象者を次のとおりに分けて実施しました。

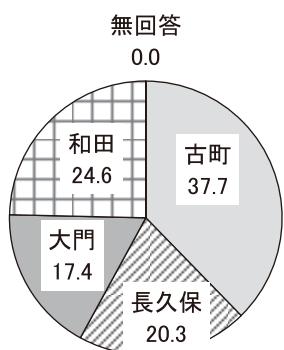
また、調査結果にある「n」は、構成比算出の母数を示しています。

配布対象		配布数 (枚)	回収数 (枚)	回収率 (%)
区分	条件			
① 一般	町内に住む18歳以上40歳未満の者	600	138	23.0
② 保育園児保護者	町内に住む保育園児を持つ保護者	119	69	76.0
③ 小学生保護者	町内に住む小学生の子どもを持つ保護者	196	149	58.0

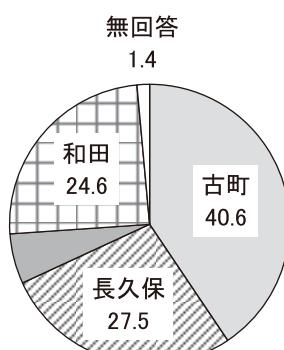
2 調査と回答

(1) お住まいの地域(大字) (1つに○)

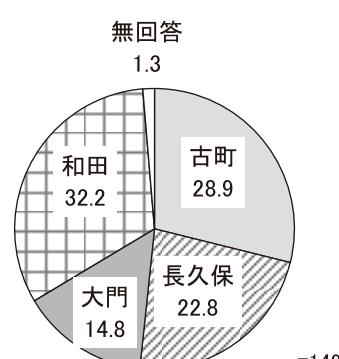
① 一般



② 保育園児保護者

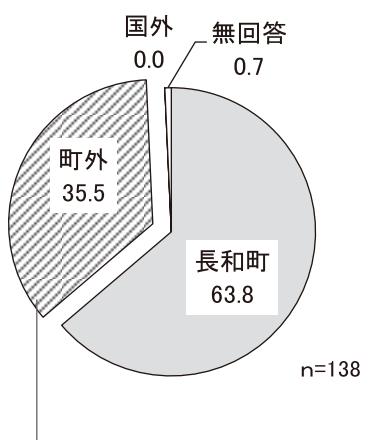


③ 小学生保護者



(2) 出身地 (1つに○)

※回答者は「一般」のみ。



出身地 (町外)

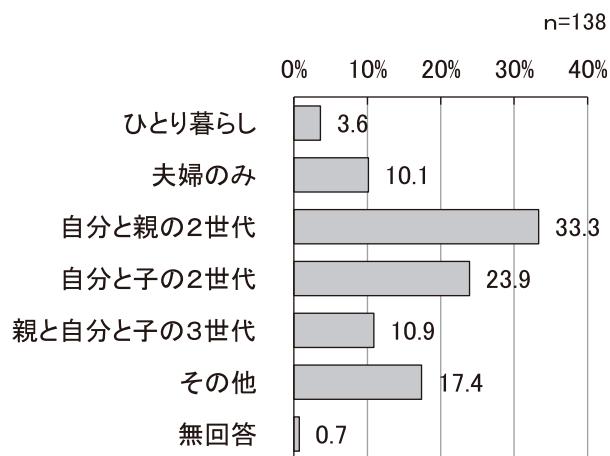
都道府県	市町村
長野県 (20)	上田市 (5) / 東御市 (2) / 塩尻市 / 岡谷市 / 御代田町 / 佐久市 / 松本市 / 旧真田町 / 諏訪市 / 須坂市 / 千曲市 / 長野市 / 旧武石村 / 木曽町
群馬県 (3)	高崎市
東京都 (3)	練馬区 / 稲城市
千葉県 (2)	柏市
埼玉県	所沢市
秋田県 / 岩手県 / 大阪府	

() 内は回答者数

出身地は「長和町」が 63.8%、「町外」が 35.5% となっています。

(3) 世帯の構成 (1つに○)

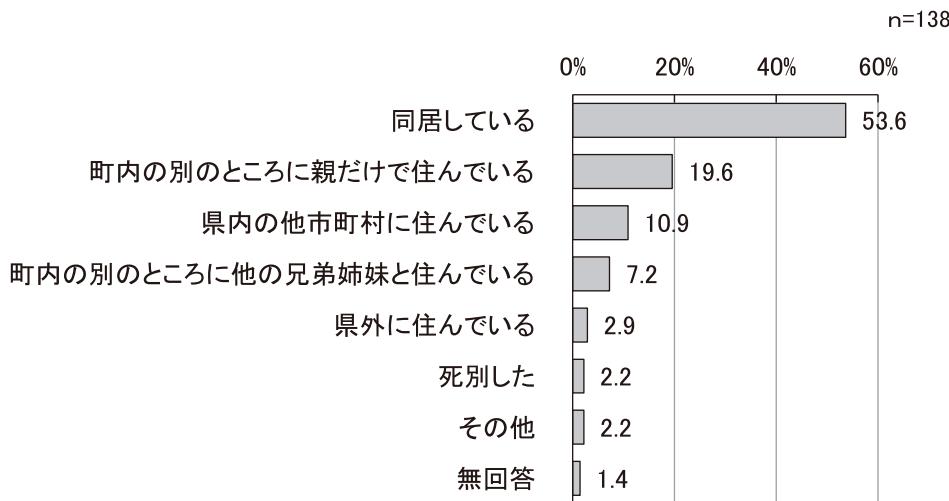
※回答者は「一般」のみ。



世帯構成は「自分と親の2世代」が 33.3% で最も多く、次いで「自分と子の2世代」が 23.9%、「親と自分と子の3世代」が 10.9%、「夫婦のみ」が 10.1% となっています。

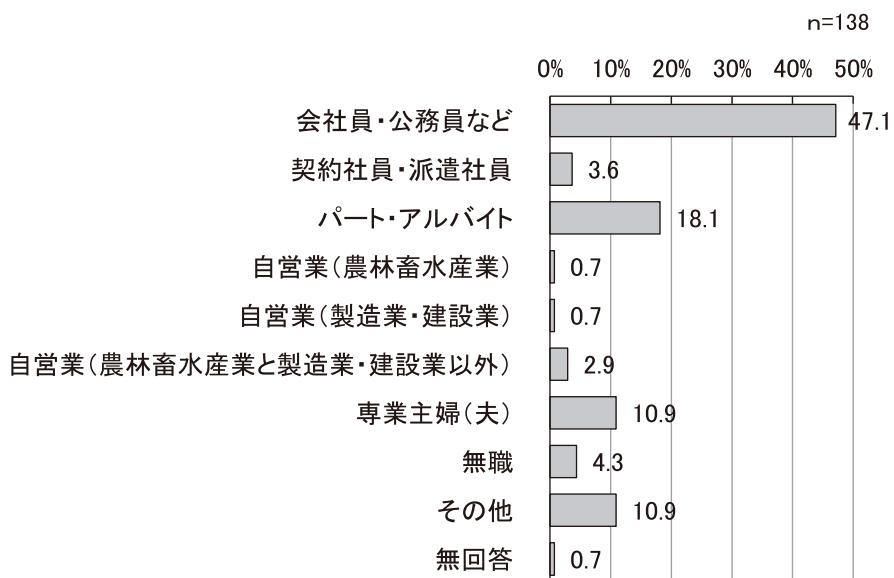
「その他」の主な意見 祖父母、両親、自分の3世代／4世代 など

(4) 親世代(配偶者の親を含む)の家族の住まい (1つに○) ※回答者は「一般」のみ。



親世代の家族の居住場所は「同居している」が53.6%で最も多く、次いで「町内の別のところに親だけで住んでいる」が19.6%、「県内その他市町村に住んでいる」が10.9%となっています。「その他」の主な意見 となりに母屋があり、そちらに住んでいます など

(5) 仕事の形態 (1つに○) ※回答者は「一般」のみ。



() 内は回答者数

職業は「会社員・公務員など」が47.1%で最も多く、次いで「パート・アルバイト」が18.1%、「専業主婦(夫)」が10.9%となっています。

「その他」の主な意見 学生(13)／大学生(2)／自営業手伝い／農業／看護助手など

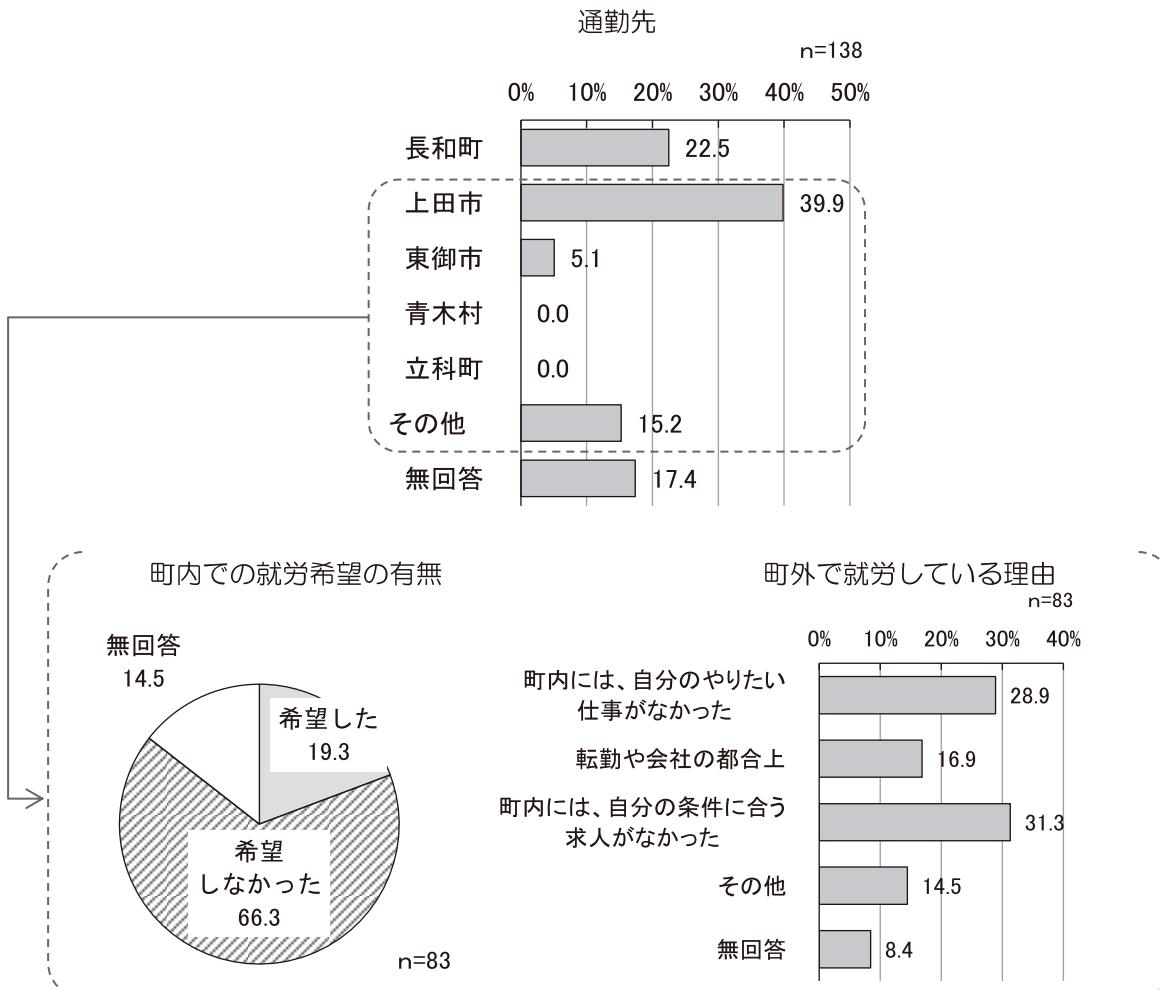
(6-1) 勤務先（1つに○）

※回答者は「一般」のみ。

(6-2) 「長和町」以外と答えられた方だけお答えください。（1つに○）

①長和町内で働くことを希望しましたか。

②町外で働いている理由（1つに○）



通勤先は「上田市」が39.9%で最も多く、次いで「長和町」が22.5%、「東御市」が5.1%となっています。

「その他」の主な意見 佐久市(4)／望月(2)／茅野市／長野市／東京都／愛知県 など

町外に通勤していると回答した方に町内での就労希望をたずねたところ、「希望しなかった」が66.3%で、「希望した」の19.3%を大きく上回っています。

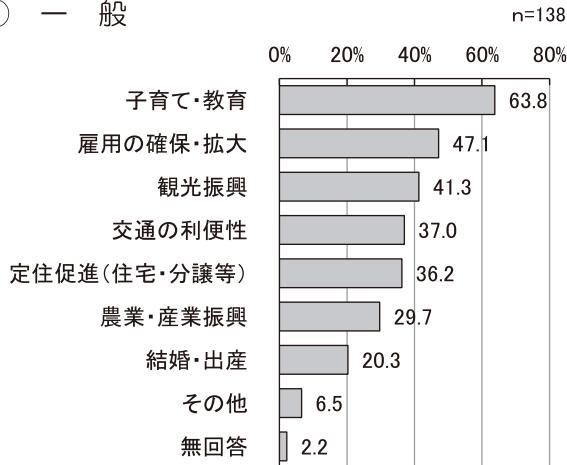
町外で就労している理由は「町内に、自分の条件に合う求人がなかった」が31.3%で最も多く、次いで「町内に、自分のやりたい仕事がなかった」が28.9%、「転勤や会社の都合上」が16.9%となっています。

「その他」の主な意見 町内に仕事がない／結婚前から勤めていたから／長和町に住む前から勤めていた など

() 内は回答者数

(7) 地方創生（まちづくり）で重要だと思うテーマ（重要だと思う上位3つに○）

① 一般

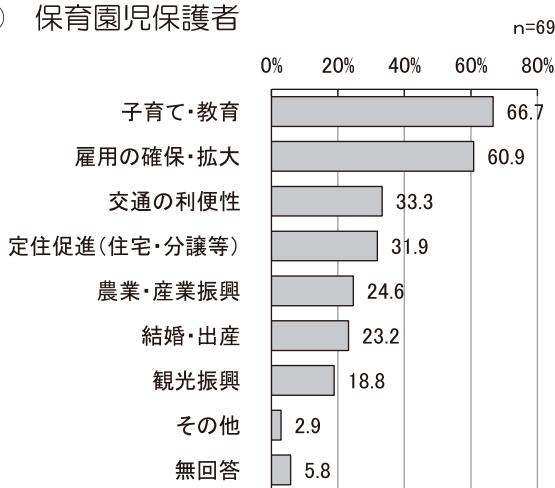


「子育て・教育」が63.8%で最も多く、次いで「雇用の確保・拡大」が47.1%、「観光振興」が41.3%となっています。

「その他」の主な意見

町の中の利便性／福祉、医療の充実／患者さんに優しい病院づくり／森林整備／ターン者への援助など

② 保育園児保護者

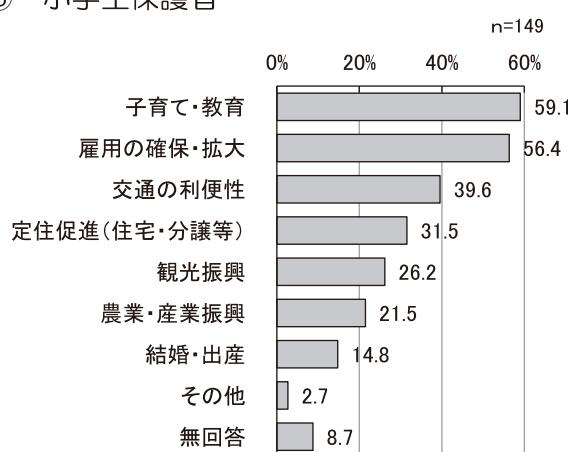


「子育て・教育」が66.7%で最も多く、次いで「雇用の確保・拡大」が60.9%、「交通の利便性」が33.3%、「定住促進(住宅・分譲等)」が31.9%となっています。

「その他」の主な意見

町の施設（スーパーなど）の充実／人口増など

③ 小学生保護者



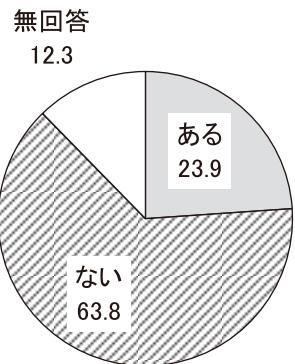
「子育て・教育」が59.1%で最も多く、次いで「雇用の確保・拡大」が56.4%、「交通の利便性」が39.6%となっています。

「その他」の主な意見

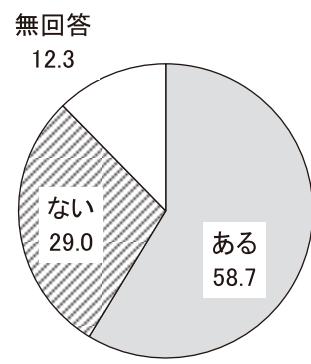
企業誘致／小児医療／都会からの移住者の受け入れ（住み続けられる工夫）／スーパーなど買い物ができる場所をつくるなど

- (8) 繼続・拡大すべき事業の有無（ある場合はその内容）※回答者は「一般」のみ。
 (9) 暮らしやすい町にするために必要なことの有無（ある場合はその内容）

継続・拡大すべき事業の有無



暮らしやすい町にするために必要なことの有無



(8) の回答（抜粋）

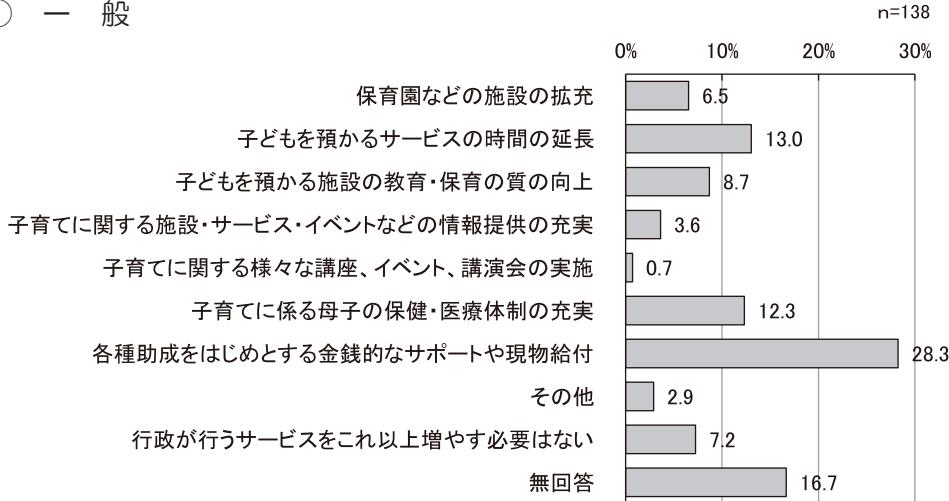
ピアガーデン／祭り／巡回バス／高校の通学費補助／18歳未満医療費無料化／介護施設の拡充／温泉、スキー場の維持／ウイスキー＆beerキャンプ／お祭りでの花火／黒耀石／自然を利用した観光／大学や専門機関との連携（外との連携強化）／外に向けた取組／子育て支援／長和町特産品などの宣伝活動研究／森林整備／トレッキング／健康増進／町外者向けマンションや住宅建設／定住促進／福祉施設等の拡大／高齢化に対する対応／地域包括ケア／公園、図書館、時代行列、トレイルラン／観光施設の発展／新そば祭り、道の駅／ふるさと納税制度の拡大 など

(9) の回答（抜粋）

知名度を上げる／宿泊施設の充実による交流者の増／働く場所の増／交通の利便性向上／スーパーが近くにほしい／JRバスの増便／自然を利用した子供の遊び場・大人のトレーニング場の確保／上田、佐久、松本へのアクセスの改善／分譲地の開発／雇用創出／町全体でのイベント／若い人の意見を聞き積極的に取り入れる／世代交代／住みやすく働きやすい環境作り／お店を増やす／交通網の整備、医療の充実、防災の充実／若者に優しい町づくり／新和田トンネル無料化／高齢者が住みやすいまちづくり／ゴミのないきれいな町への取り組み／外に目を向ける→外部連携→商談、取引→町内の利益向上→税収のアップ→町予算のボトムアップ→事業拡大／起業促進／法人誘致／出産祝金の増額／保育料の補助／若夫婦マンションだけでなく、本当の定住につながる団地や宅地の斡旋／町のアピールポイントが必要／役場の対応の充実／町民の声を何度も聞く／1人暮らしのアパート建築／空き家情報の充実化／住民税の軽減／観光の充実 など

(10) 力を入れるべき子育てサービス（1つに○）

① 一般

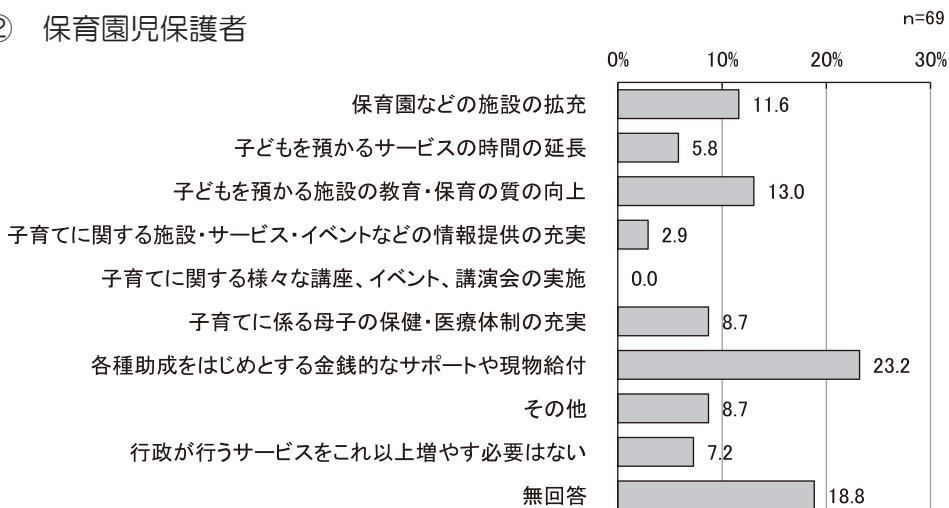


「各種助成をはじめとする金銭的なサポートや現物給付」が28.3%で最も多く、次いで「子どもを預かるサービスの時間の延長」が13.0%、「子育てに係る母子の保健・医療体制の充実」が12.3%となっています。

「その他」の主な意見

ホームページで料金体系をはっきり出してほしい／宅幼老所／お盆や年末時に預かってもらえるところがないなど

② 保育園児保護者

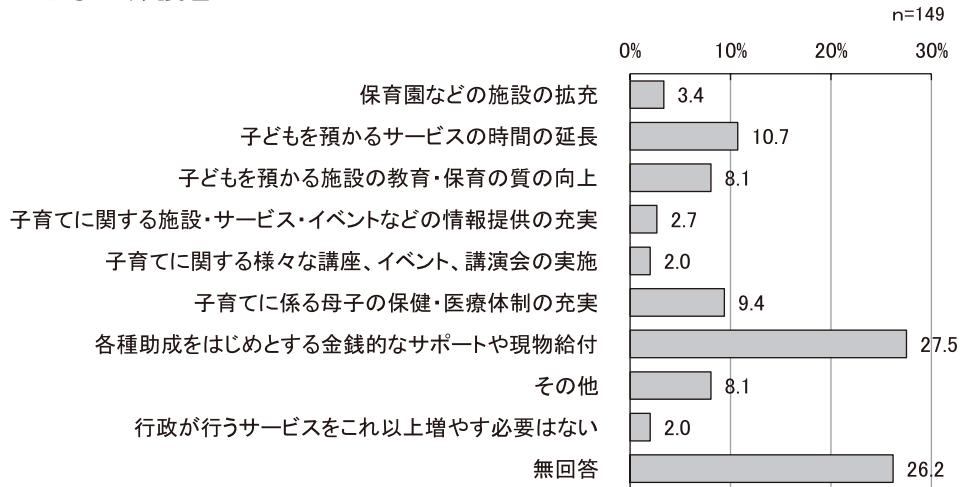


「各種助成をはじめとする金銭的なサポートや現物給付」が23.2%で最も多く、次いで「子どもを預かる施設の教育・保育の質の向上」が13.0%、「保育園などの施設の拡充」が11.6%となっています。

「その他」の主な意見

病児、病後児保育／一時保育の受入対象を乳児まで広げて欲しい／待機児童を減らす／日曜日の保育に関して急いでほしいなど

(3) 小学生保護者



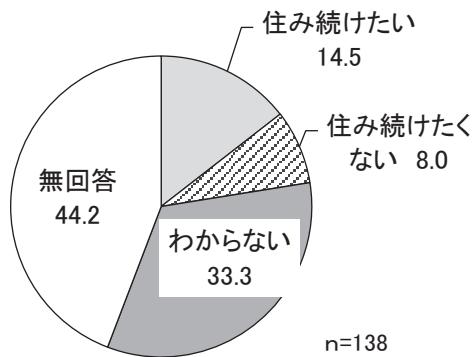
「各種助成をはじめとする金銭的なサポートや現物給付」が27.5%で最も多く、次いで「子どもを預かるサービスの時間の延長」が10.7%、「子育てに係る母子の保健・医療体制の充実」が9.4%となっています。

「その他」の主な意見

公共交通機関の充実／子育てサポーター／町で行われている習い事などの情報提供／教育にかかる費用の助成／働く場所など

(11) 結婚後も長和町に居住したいか (1つに○)

※回答者は「一般」のみ。



結婚後の長和町での居住意向の有無は「住み続けたい」が14.5%、「住み続けたくない」が8.0%となっています。「わからない」は33.3%となっています。

基本構想

基本構想

第1節 基本理念

1 基本的考え方

長和町は、長野県のほぼ中央に位置し、中央高速自動車道、長野高速自動車道の最寄りインターチェンジ及び北陸新幹線の上田駅からそれぞれ30~40分圏内にあり、里山の風情と歴史情緒が息づく町です。この恵まれた自然環境と歴史文化を活かしつつ、訪れて、住んでみて、その魅力が伝わるまちづくりができるかが重要な課題になります。

そのためには、住んでいる子ども達の笑顔が輝き、若者が夢と希望を抱き、高齢者が健康で生きがいを持つことができる「うるおい」と「やさしさ」がある環境づくりが必要となります。

また、小さな町だからこそ町民と行政が相互に理解し合い、想像力を發揮しながら地域の特性を活かした活力と魅力あふれる新たなまちづくりを協働で進めていくことが極めて重要です。

2 町の将来像

平成17年10月1日、依田川水系に沿って広がる平坦地を中心にまとまりのある地形を有し、経済・文化などの歴史的な繋がりが強く、様々な面での交流が盛んであった長門町と和田村が合併しました。

そして、平成18年度に策定された第1次長和町長期総合計画において、「自然の恵みを活かし、両町村が育んできた自然や文化を住民が誇りを持って受け継いでいくとともに、将来に向けて、他にはない、人間味豊かな、輝きに満ちた郷づくりに発展させていく」ことを目指して示された次の理念を、将来に渡り変わることのない「町の将来像」とします。

「森のささやき 清らかな流れ 悠久の歴史 いにしえ 未来へ耀く あした 美しの郷」

3 基本理念

第2次長和町長期総合計画では「基本的考え方」に基づき、長和町のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本理念を、次のように定めます。

- 1 住民と行政との協働のまち
- 2 豊かな自然や歴史と文化を守り、やさしさと潤いのあるまち
- 3 地域特性を活かし、活力と魅力あふれるまち

1 住民と行政との協働のまち

近年、「まちづくり」は、行政主体ではなく住民自らが考え実行しようとする気運が高まりつつあります。今後は、これまで以上に住民目線に立ちながら住民の声を聞くとともに、情報の公開を積極的に行うことにより住民との相互理解によるまちづくりを進めて行くことが必要であり、平成28年度に制定が見込まれる「長和町住民自治基本条例」に基づき自治のまちづくりが重要となります。

小さな町だからこそ、住民と行政が共通の課題と目標を共有し、協働で実現できる魅力あふれるまちづくりを進めます。

2 豊かな自然や歴史と文化を守り、やさしさと潤いのあるまち

長和町は、緑豊かな森林と依田川などの清流の恵み、美ヶ原高原や長門牧場など高原のさわやかな空気、中山道やおたや祭りなど歴史と文化が継承されています。これらは町の宝として、今後も守り続けていかなければなりません。

こうした、自然と歴史・文化を活かしながらやすらぎのある住環境を整備し、小さな子どもから高齢者まで、あらゆる年代の住民が安心して生活が送れることができて大切です。

小さな町だからこそ、すべての住民が自然と歴史、文化を愛し、やさしさと潤いのあるまちづくりを協働で進めます。

3 地域特性を活かし、活力と魅力あふれるまち

長和町は、幹線道路となる国道が3本通り、新幹線など鉄道の各駅からも30~40分程度という位置にあり、利便性は決して低くありません。また、主な通信基盤の整備も進み住民の日常行動範囲やネットワークは以前に比べて充実しています。こうした利便性と潜在する地域資源を掘り起こし、新しい視点による産業の取り組みが重要です。

また、すべての住民が町を訪れるさまざまな人達と気軽に話しができるやさしさを持ち、町の良さを積極的にアピールしながら、まちぐるみで人々を呼び込むことに力を結集していくことも重要です。

小さな町だからこそ、地域の特性を活かした施策の取り組みや新たな資源の発見に努め、住んで良かった、住んでみたい、との思いが高まる活力と魅力あふれるまちづくりを協働で進めます。



第2節 基本目標

まちづくりのための基本理念を実現していくためには、住民と行政が共通の課題と目標を持ち、相互理解のもとで協力していく必要があります。

そこで、平成27年12月に策定された「長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標と整合性を図り、まちづくりの基本目標を次のとおり定めます。

- 1 地域産業の振興で働いてみたくなるまち
- 2 観光・交流文化の構築でひとの流れを呼び込むまち
- 3 結婚・妊娠・出産・育児・子育てを切れ目なく支援する環境を整え、子育てしたくなるまち
- 4 安全・安心な環境の確保で、暮らし続けたくなるまち

1 地域産業の振興で働いてみたくなるまち

長和町は、これまで豊かな自然環境や観光資源といった立地条件や特性を活かしながら、自然と調和した継続的な発展を目指す産業づくりを育成してきました。

今後も、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立していくため、長和町にしかない「キラリと輝く強み」を再点検し、それを最大限に活かすことで、雇用の創出や高い雇用の質、起業がかなう環境づくりを目指した政策を進めます。



2 観光・交流文化の構築で人の流れを呼び込むまち

長和町は、町外への転出者が町内への転入者を上回る状態が長期間続いており、社会的な人口減少の克服が大きな課題です。

旧石器時代には黒耀石の原産地としてたくさんの人々が集まり、江戸時代には中山道の重要な宿場として繁栄しました。今も、豊かな自然と観光資源に恵まれ年間を通して大勢の観光客が訪れています。今後、ますます「ひと」と「ひと」が活発に行き交うことを目指し、「キラリと耀く地域資源」を活かした観光・交流の構築で、交流人口の増大を図ります。

そして、太古の昔から「ひと」と「ひと」とが行き交った文化に培われた資源を活かし、長和町への移住者を呼び込む施策を進めます。

3 結婚・妊娠・出産・育児・子育てを切れ目なく支援する環境を整え、子育てしたくなるまち

長和町は、長期間にわたり出生数が減少傾向にあり、加えて、近年は核家族化、晩婚化や、それに伴う晩産化など若い世代を取り巻く環境も変化しています。

このような中、若い世代の希望をかなえるため、長和町において安心して子どもを産み育てられるよう、結婚から妊娠・出産・子育ての各段階においてきめ細かな支援を行う体制を構築し、子育てしたくなるまちづくりを進めます。

4 安全・安心な環境の確保で、暮らし続けたくなるまち

長和町は、自然の恵みを活かし、自然と伝統文化を受け継ぎ、他にはない人間味豊かな輝きに満ちたまちづくりを目指しています。

そこに住む人々が地域での生活に満足し、安全で安心して暮らせるような「まち」にしていくことが重要であり、そのために、時代に合った活気にあふれるまちづくりを進めるための生活基盤の整備を行います。

また、平成28年度制定予定の「住民自治基本条例」に基づき、まちづくりの主役である住民との「協働のまちづくり」を進めます。

第3節 基本施策

「基本理念」と「基本目標」を受け、まちづくりの基本施策を次の6つに設定をし、必要となる計画を展開します。

- 1 活力に満ちた産業のまちづくり（産業の振興）
- 2 つながりが広がるまちづくり（交流の促進）
- 3 健康で笑顔あふれる安心なまちづくり（保健・医療・福祉・子育ての充実）
- 4 豊かな心と文化を育むまちづくり（教育・文化の充実）
- 5 自然と調和した快適で安全なまちづくり（生活環境・基盤の整備）
- 6 ささえあいのまちづくり（住民参加と行財政運営）

1 活力に満ちた産業のまちづくり（産業の振興）

若い人がこの町に住み続けるには、働く場があり、安定した収入が得られることが重要です。また、女性や高齢者を含め、あらゆる人がそれぞれの能力を発揮することができるよう、多様な業種や職種による雇用の創出が求められます。

農林業や商工業を含む町内の産業を維持、発展させるため、農地の利用集積・集約化や後継者、担い手の支援育成に努めるとともに、雇用の場の創出、及び新たな産業の定着と起業者の支援に取り組み、活力に満ちたまちを目指します。

2 つながりが広がるまちづくり（交流の促進）

田園や緑豊かな山々をはじめとする美しい自然の風景は、町の大切な魅力の一つです。

また、中山道の宿場町や伝統芸能、歴史文化、人を呼び込む新しいイベントの開催などにより、近年は県内外をはじめ国外から多くの人々が長和町を訪れています。

今後は、引き続き伝統芸能や歴史文化を継承するための世代間交流を推進するとともに、観光イベントの充実や自然を活かした体験型観光の振興、外国人観光客に対応するための活動を支援するなど、町に訪れていただくための工夫を進めながら、交流人口の増加を図ります。

3 健康で笑顔あふれる安心なまちづくり（保健・医療・福祉・子育ての充実）

少子高齢化が急速に進むなか、子どもから高齢者まですべての住民が安心していきいきと暮らせるよう、生涯を通じた健康づくりや地域福祉、障がい者福祉、社会保障などの各種福祉施策の充実が極めて重要です。

町では、保育サービスや子育て支援のさらなる充実など、子どもを産み・育てやすい環境づくりを進め、介護予防や施設整備など、高齢者が安心して暮らせる環境づくりに取り組み、年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが健康で自分らしい暮らしが実現できるよう必要なサービスの提供を進めます。

4 豊かな心と文化を育むまちづくり（教育・文化の充実）

将来を担う子どもたちが「生きる力」や「豊かな心」を育み、確かな学力が身に付くように家庭、学校、地域が連携して教育環境を整えることが重要です。子ども達の学力向上と国際社会にも対応できる広い視野と感覚を養うため、教育資材や設備の整備とともに国際交流を進めます。

また、地域の歴史や伝統文化に触れながら郷土愛を深めるとともに、地域の魅力を発信し、地域の誇りを未来へ継承していくため、住民が芸術・文化活動や多様なスポーツに親しみやすい環境づくりを進めます。

5 自然と調和した快適で安全なまちづくり（生活環境・基盤の整備）

長和町は、自然の地形に恵まれ、これまで大きな自然災害による被害は比較的少なく過ごしてきましたが、全国規模、世界規模で気候変動などによる自然災害が多発しています。こうした状況は決して「対岸の火事」ではなく、土砂災害や巨大地震などの発生による被害の可能性を常に意識しながら町の地域防災計画に基づき災害に備えるとともに、住民への啓発に努めなければなりません。

また、人口が減少し、少子高齢化がさらに進む中で、時代に対応した公共交通の維持と利便性の向上に努めるとともに、自然の恵みによる美味しい水の維持・確保や、機能的で効率的な道水路の整備を体系的に進めます。

6 ささえあいのまちづくり（住民参加と行財政運営）

国の資金が一括で配分されるようになり、自治体はその使い道を自分たちで決めていかなければならず、自治体自らが、人口減少や少子高齢化、社会環境の多様化に対応する施策に取り組んでいくことになります。

ふるさと長和町をよりよい町にするために、行政施策の取り組みや山積する行政課題などの情報を積極的に公開していくことにより、住民と行政が課題の共有化を図り、その課題の解決に向かって一体となり、お互いに協力し合う「協働」によるささえあいのまちづくりを目指します。

また、厳しい財政状況のなかで持続可能な住民サービスを提供していくために、近隣市町村との広域連携を含む広い視野に立った事業を計画的に進めます。



第4節 施策の体系

I 町の将来像

森のささやき 清らかな流れ 悠久の歴史 未来へ輝く 美しの郷

II 基本理念

- ① 住民と行政との**協働**のまち
- ② 豊かな自然や歴史と文化を守り、**やさしさと潤い**のあるまち
- ③ 地域特性を活かし、**活力と魅力**あふれるまち

III 基本目標

地域産業の振興で働いて
みたくなるまち

観光・交流文化の構築で
ひとの流れを呼び込む
まち

結婚・妊娠・出産・育児・
子育てを切れ目なく支援
する環境を整え子育てし
たくなるまち

安全・安心な環境の確保
で暮らし続けたくなるま
ち

産 業

交 流

福 祉

教 育

生 活

協 働

IV 基本施策

活力に満ちた産業の
まちづくり
(産業の振興)

つながりが広がる
まちづくり
(交流の促進)

健康で笑顔あふれる
安心なまちづくり
(保健・医療・福祉・子育ての充実)

豊かな心と文化を育む
まちづくり
(教育・文化の充実)

自然と調和した快適で
安全なまちづくり
(生活環境・基盤の整備)

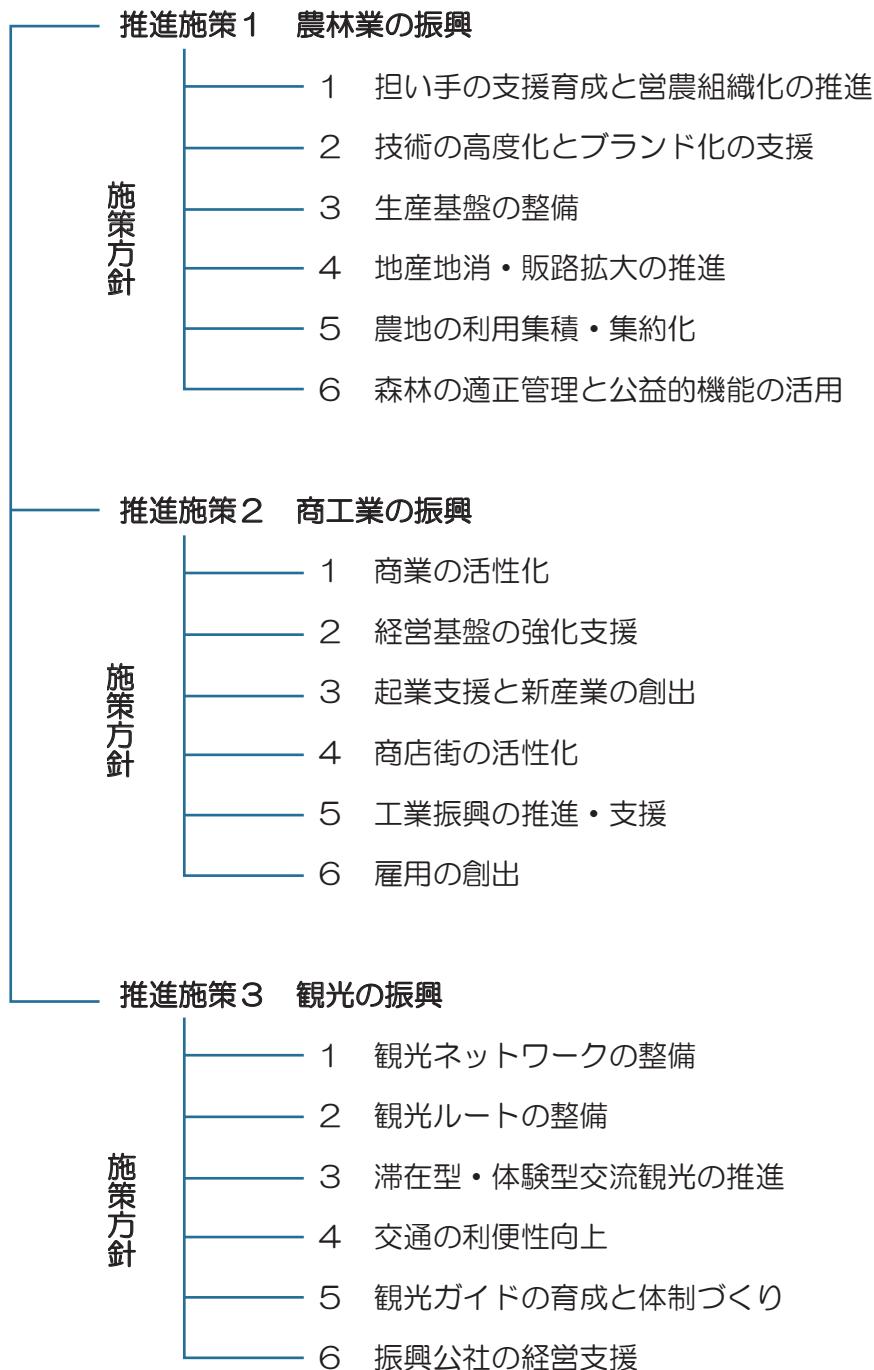
ささえあいのまちづくり
(住民参加と行財政運営)

基本計画(前期)

基本計画 (前 期)

第1節 活力に満ちた産業のまちづくり（産業の振興）

施策体系



目指す方向

【 農林業の振興 】

- 地域資源を活かした特産品の開発や大学等と連携した既存資源の掘り起こし
- 農林業を支える担い手の支援育成
- 農地の利用集積・集約化による有効活用と遊休農地の解消
- 地産地消、販路拡大の推進
- 地場産業の振興や6次産業化の推進による雇用の創出と拡大
- 計画的な森林整備による木材の適正な育成と活用の推進
- 鳥獣等の被害防止の推進

【 商工業の振興 】

- 商工業者の支援による経営と雇用の安定化
- 企業誘致による雇用創出
- 雇用創出に関する企業支援策の検討と体制の構築
- (株)長和町振興公社の安定経営と体制の構築
- 新卒、第二新卒者の就職支援体制の強化
- 起業支援の体制強化
- ICT（情報通信技術）の利活用の検討

【 観光の振興 】

- 観光資源の再確認・発掘と観光ルートの確立
- 町内宿泊施設の利用増加
- 人気イベントの継続と新規イベントの創出
- 観光ガイド等の育成と施設の充実
- 町内観光の利便性の向上

推進施策1

農林業の振興

【現状と課題】

町の基幹産業である農業は、水稻や麦、野菜等を組み合わせた複合型経営により減反や米価の下落に対応してきました。

しかし、農業従事者の高齢化や農業就業人口の減少などにより担い手農家も後継者不足となっており、遊休農地の増加や海外からの輸入農産物の増加、農産物の価格の低迷や資材の高騰、さらに、深刻な鳥獣被害などにより農業経営を取り巻く環境は一段と厳しい状況にあります。

こうした状況の中で農業の振興を図るためにには、担い手の確保、作業の集団化、農地の面的拡大や流動化などによるコスト低減、標高差を活かした出荷時期の調整、有機栽培や低農薬栽培により付加価値の高い農産物の生産や販売促進のための市場開拓を進め、効率的かつ安定的な農業経営を目指す必要があります。また、地域の特色を活かした農産物のブランド化や生産から加工販売まで一貫した6次産業化の推進、新たな特産物の開発なども求められています。

一方、町の86%以上を占める森林は、国土保全や水源涵養、大気の浄化など大切な公益的機能を持っており、古くからその恩恵にあずかってきました。

しかし、木造住宅の減少等による木材需要の低迷や外材との価格競争、有害鳥獣や近年著しく拡大している松食い虫による被害などにより採算性が著しく低下し、極めて厳しい経営環境が続いているいます。また、こうした状況から間伐などが進まず、整備の遅れている山林が増加しています。

このため、引き続き里山を含めた森林の整備を計画的に進めるとともに、林業従事者を安定的に確保するため、労働環境や労働条件の改善が必要となります。また、レクリエーションの場としての活用など、有効的な利活用も望まれています。

施策方針1 担い手の支援育成と営農組織化の推進

- ① 認定農業者など、次代の地域農業を担う後継者（担い手育成）対策を支援します。
- ② 新規就農者等の経営開始と安定化を支援します。
- ③ 農業の法人経営化、営農集団の組織化等、経営規模の拡大や集落営農の展開などを支援します。
- ④ 担い手への農地の利用集積・集約化を進め、コスト低減による農業所得の向上を目指します。
- ⑤ JA、農業関連機関との連携により、情報の発信や相談体制を強化します。

施策方針2 技術の高度化とブランド化の支援

- ① 農薬の抑制等「環境にやさしい農業」の推進を検討し、安心・安全な農産物供給システムの構築を進めます。
- ② 農業関連機関と連携し、農業技術の高度化を支援します。
- ③ 地域に適した作物や特產品開発、安心・安全を目指すための検討会、研修会など、農業者等の情報交換の機会をつくり、新たな取り組みを支援します。
- ④ 農業の複合経営を推進し、経営の安定化を図ります。
- ⑤ 都市部等でのイベントや物産展等で長和町ブランドを積極的にアピールします。
- ⑥ 「千曲川ワインバレー特区」による地域振興を進めます。

施策方針3 生産基盤の整備

- ① 農道、用排水路の整備を進めます。
- ② 農作物への鳥獣害防止対策を進めます。
- ③ 町内の原材料を用いた堆肥の利用促進を図り、有機土壌づくりと地域循環型農業を推進します。
- ④ 中山間地域等直接支払事業の継続により、中山間地域の農用地を保全します。

施策方針4 地産地消・販路拡大の推進

- ① 学校給食や病院給食等への地元農産物の供給を推進します。
- ② 地域の活性化、生産者の意欲向上に繋がる農産物の産直販売を推進します。
- ③ 新たな産業振興に資する6次産業化の取り組みを支援します。
- ④ 奨励品制度を充実させるとともに、インターネットやアンテナショップ等を活用し、新たな市場開拓に向けた流通システムの確立を進めます。
- ⑤ 観光事業等と連携し、既存資源の掘り起こしと多様な農業経営を推進します。

施策方針5 農地の利用集積・集約化

- ① 農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化事業により、担い手への農地の利用集積・集約化を推進します。
- ② 経営の規模拡大を志向する農家への農地集積を図り、経営安定と効率化を促進します。

施策方針6 森林の適正管理と公益的機能の活用

- ① 計画的に主伐、再造林、除間伐を実施し、森林の適正な育成と活用を進めます。
- ② 間伐材の有効利用策等を検討し、林業の活性化を図ることで林業への新規就業者の増加を目指します。
- ③ 町産材の利用を促す施策を検討します。
- ④ 林道、作業道の整備や高性能林業機械の活用により、作業効率の向上と労働条件の改善を図ります。
- ⑤ 獣害被害や急速に広がっている松食い虫の拡大防止を進めます。
- ⑥ 森林の自然景観や保健休養の場としての魅力を高め、観光資源を視野に都市住民との交流等に活かします。

推進施策2

商工業の振興

【現状と課題】

かつて、町内各地区には生活に必要となる品物を販売する商店がそれぞれに存在し、町外での買い物等の頻度は多くありませんでした。

しかし、一人1台とも言われる車の普及と近隣に大型店舗が出店されたことなどにより、買い物客は町内から町外へと流れ、町の商業環境は大きく変化しました。こうした状況のなか、事業主の高齢化や後継者不足も深刻で、現在営なまれている商店等も存続自体が危ぶまれる衰退傾向にあり、今後どのように商業の再生に取り組むかが大きな課題です。

さらに、車を持たない高齢者などが日常の買い物に不便を感じないよう、買い物弱者解消のための基盤整備も必要になっています。

これからは既存する商店の柔軟な経営活動を支援し、地域志向の魅力ある経営の実現と、地域内消費循環の形成が重要であり、同時に空き店舗の利用や新規創業を支援し、商業環境の充実を図らなければなりません。

また、観光産業の推進により町外からの交流人口の増加を促し、新規の消費活動を生むことで各産業への波及効果を高める施策も重要です。

一方、町の企業は、その体質を総体的にみると景気に左右されやすい零細企業が主であり、各事業所は自助努力により景気低迷期にあっても事業を営んでいますが、継続・安定した経営のために中小企業振興支援策の充実と自社製品や技術の維持・向上、取引先の新規開拓と新たな産業創出に向けた支援の検討が必要です。

また、意欲ある若者等が、新しい事業に取り組みやすい環境をつくるための支援策の整備も重要となります。

施策方針1 商業の活性化

- ① 商店の情報交換や共同事業を支援します。
- ② 空き店舗や貸店舗の意向を把握し、利活用対策を支援します。
- ③ 商工会の活動を支援します。
- ④ 観光客を対象とした集客力の強化を図ります。
- ⑤ 商店街、商業エリア振興策の検討を進め、実現に向けた取り組みを支援します。

施策方針2 経営基盤の強化支援

- ① 商工会等と連携し、既存事業所の経営の安定と近代化を進めます。
- ② 若手経営者育成のための活動を支援します。
- ③ 高齢事業者の事業承継困難事業所等を解消するため、マッチングを図ります。
- ④ インターネットを使った新たな販売手法など、情報通信技術の活用を促進します。
- ⑤ 商工業の維持・発展を目的とする町の制度の利用を促進します。

施策方針3 起業支援と新産業の創出

- ① 意欲ある経営者や、移住者などによる起業・創業を支援する体制を整えます。
- ② 地域おこし協力隊制度等を活用し、地域課題の解決に取り組む人を支援します。
- ③ 環境への影響や、農業と連携した地域環境適合型産業の創出を促進します。
- ④ 空き家等を活用したサテライト・オフィスなどを整備し、事業所の誘致を促進します。
- ⑤ 福祉関係の事業所と連携した商品の研究・開発を進めます。
- ⑥ 大学や研究機関等と連携し、新たな産業の発掘や町の活性化に向けた取り組みを検討します。

施策方針4 商店街の活性化

- ① 人の流れをつくり、より多くの人が各店舗を訪れる機会の創出を促進します。
- ② 特產品を活用した事業展開を推進します。
- ③ 高齢者など、買い物弱者解消に向けた取り組みを支援します。

施策方針5 工業振興の推進・支援

- ① 地場産業の育成のため、国や県の中小企業振興策や融資制度の活用を促し、町内企業の体質強化を図ります。
- ② 技術者の育成や確保、労務対策などの支援により地元企業を支援します。
- ③ 公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関と連携し、情報の収集、提供を図ります。

施策方針6 雇用の創出

- ① 新卒、第二新卒者の就職支援を進めます。
- ② 町内企業の雇用ニーズを把握し、就職希望者とのマッチングを進めます。
- ③ 町内企業等に関する情報の発信を支援します。
- ④ 長和町振興公社の経営安定化を進め、雇用の創出を図ります。
- ⑤ 起業・創業を支援する体制を整え、雇用の創出を図ります。
- ⑥ 雇用の拡大に積極的に取り組む企業等へ支援をします。

推進施策3

観光の振興

【現状と課題】

これまで町の観光は、春から秋にかけては美ヶ原高原や長門牧場など高原の散策、冬はスキー場を訪れる人をメインに観光振興が進められてきました。なかでも冬季のスキー客は、スキー場周辺の飲食店やペンション等の宿泊業者をはじめ、町にとっても重要な観光・レクリエーション資源であったため、町直営スキー場は振興公社へ経営を移管しながら施設整備を図ってきました。

しかし、近年のレクリエーション客の趣味の多種化、冬季の余暇活動及びニーズの多様化等により、訪れるスキー客は年々減少し、町内2つのスキー場の経営は極めて厳しい状況にあるとともに、豊かな自然や伝統文化、歴史という地域資源が観光や交流の活性化に十分活かされていないため、町を訪れる観光客のほとんどは通過型の日帰り客が中心であり、なかなか町内での宿泊につながらないのが現状です。これは、近隣のアミューズメントパークを有する宿泊施設や市街地、温泉地等に宿を確保しているためで、長和町が¹ハブ的な場所として観光客等に捉えられていなことが要因と考えられます。

このため、自然や伝統文化、歴史、既存観光地という地域資源に「町民」という人的資源を含め、町内観光ルートの設定と各施設をつなぐネットワークの確立を進め、多方面に情報発信を行い、これまで以上に誘客に取り組む必要があるとともに、訪れた観光客をおもてなすための施設の充実や観光ガイドの人材育成に取り組み、町内での滞在・宿泊につながる施策の展開が不可欠です。

また、増加傾向にある外国人旅行者が安心して快適に旅行ができるよう、受け入れ体制の整備と誘客に取り組むとともに、多様な観光客に対応するため交通の利便性の充実、広域圏によるPRイベント、及び情報発信の充実を図ることが必要です。

こうしたなか、滞在型イベントとして取り組んでいる「美ヶ原トレイルラン&ウォーク」や「ウイスキー&ビアキャンプ」はその人気とともに定着を見せ、宿泊業者による運営組織の設置・稼働が始まり、地域密着型イベントへと変化してきています。

1 中心部。すべてのものが集まり、そこから出て行くこと。

施策方針1 観光ネットワークの整備

- ① 町内観光スポットや施設の情報連携を進めます。
- ② 観光情報の発信拠点の整備、充実を図ります。
- ③ 広域連携による広域観光を推進します。
- ④ インターネット、Wi-Fi環境¹の整備により、情報発信の充実を図ります。
- ⑤ 関係機関や施設等による情報の交換や交流を検討する組織の設置を進めます。

施策方針2 観光ルートの整備

- ① 町内観光資源の再確認と新たな発掘、創出を進めます。
- ② 観光客のニーズにあった観光ルートを設定・提供し、施設の整備・充実を図ります。
- ③ 近隣の観光資源を共有し、広域連携による人の流れの創出を図ります。
- ④ 観光地として目玉となる特産品の開発と販売を進め、認知度の向上を図ります。
- ⑤ 町が滞在拠点となるための観光ルートの研究・検討を支援します。

施策方針3 滞在型・体験型交流観光の推進

- ① 町の自然等を活用した体験施設や組織と連携し、体験型交流観光の受け入れを支援します。
- ② 歴史、文化を継承する祭りや各種イベントを広くPRし、観光客の誘致を図ります。
- ③ 町を滞在拠点とした観光、レクリエーション等の取り組みを支援します。
- ④ 外国人を対象とした取り組みを支援します。
- ⑤ 宿泊につながる新たなイベントの研究・実施を支援します。
- ⑥ イメージダウンにつながる点の確認と解消を進めます。

1 使っているパソコンやタブレットなどのネットワーク対応機器が、無線の電波で接続できるようになる方式のこと。電波が届く場所ならどこでもインターネット接続ができるようになる。

施策方針4 交通の利便性向上

- ① 町内巡回バスを含め、民間交通事業者等と連携しながら交通の利便性向上について検討し、有効な手段への取り組みを進めます。
- ② 観光施設周辺の駐車場や道路整備を図ります。
- ③ レンタサイクル等、手軽な移動手段について検討します。
- ④ 自然保護の観点から充電スタンド等の設置を進め、環境に配慮した車（EV）での観光を推進します。

施策方針5 観光ガイドの育成と体制づくり

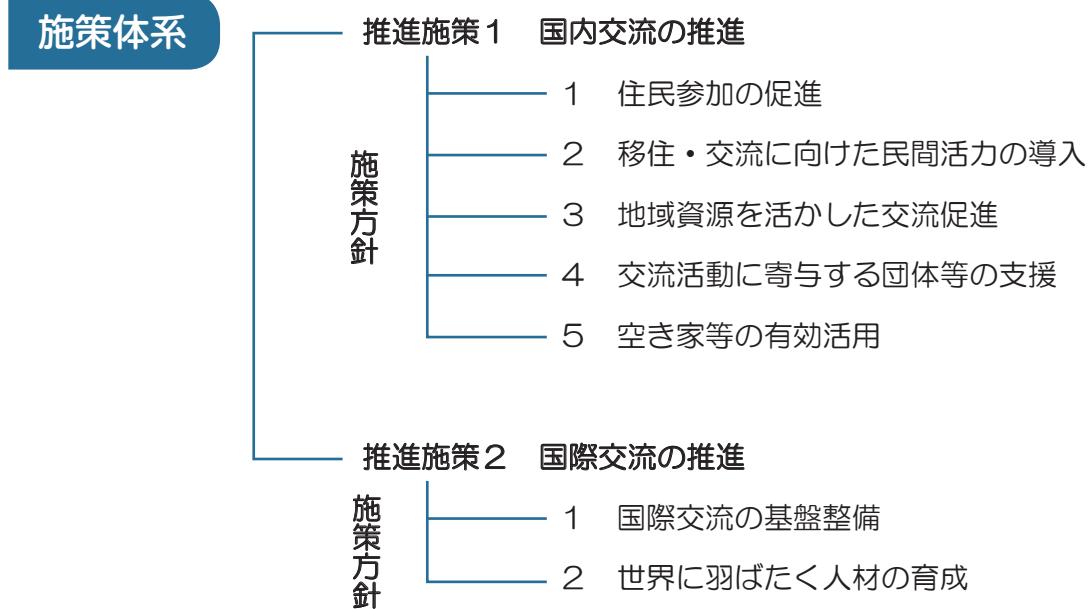
- ① 町内観光資源に関する勉強会、研修会等を開催し、観光ガイドの育成に努めます。
- ② 育成された観光ガイドの活動を支援します。
- ③ 外国人にも対応できる観光ガイドの育成・設置に努めます。
- ④ 誰にも楽しめ、わかりやすい観光・レクリエーションマップ等の作成を進めます。
- ⑤ 具体的な取り組みを行う人材とマネジメントする組織（DMO¹）の設置を推進します。
- ⑥ 新たなパンフレットの整備とPR方法の検討を進めます。
- ⑦ 観光に関する状況を明確にする町の観光統計の実施を進めます。

施策方針6 振興公社の経営支援

- ① 観光事業の維持・発展のため、（株）長和町振興公社の経営改善にむけた施策を講じます。
- ② 安定した雇用の創出にむけた取り組みを進めます。

1 地域の観光のマネジメントとマーケティングを一体的に担う組織のこと。
「DMO」とは、「Destination Management/Marketing Organization」の略。

第2節 つながりが広がるまちづくり（交流の促進）



目指す方向

【国内交流の推進】

- 豊かな自然や伝統文化など「長和町の魅力」を発信した誘客の取り組み
- 広域連携による広域的な人の流れの創出
- 大学、東京長和会等との連携による独自性のある交流基盤の構築
- 交流人口増に寄与する民間団体等への支援策の構築
- 移住者の受入体制の整備
- 空き家情報の収集・整理と、利活用についての検討・整備

【国際交流の推進】

- 国際交流の推進
- 世界に羽ばたく人材の育成

推進施策1

国内交流の推進

【現状と課題】

既に、町内では様々な「交流」が行われています。隣近所や区、自治会、サークル等による交流、町を訪れる観光客やイベント参加者、教育分野での子どもや大人同士の交流、仕事をする中での交流等、毎日の生活をするうえで「交流」は必要不可欠な要素となっています。

しかし、町として「交流」を捉えた場合、町外の大勢の人々にいかに町に訪れていただき、多くの町民とふれ合っていただくのかを考えていかなければなりません。

このため、町の魅力をこれまで以上に広く発信し、教育、文化、スポーツ、産業等の多様な分野において、さらに交流活動を積極的に進めることが重要です。

このため、観光はもとより、各種イベントや情報をとおして町に訪れた人々との継続的な交流や、インターネット等を通じた幅広い交流など、ソフト、ハードの両面から交流の推進を図る必要があります。

また、訪れた人々を「おもてなし」の心で大切に受け入れるために、町の人的魅力を感じていただくための体制づくりと、町民一人ひとりにこのような意識を持っていただくことが大切となります。

施策方針1 住民参加の促進

- ① 町内で開催される各種イベントへやPRへの参加を促します。
- ② 町全体に「おもてなし」の意識が広がるよう支援します。
- ③ 訪れる人々のニーズに応えられる人材とメニューの整備を進めます。
- ④ 子どもたちの多様な交流を支援します。
- ⑤ 町内の優れた技術を持つ「匠」等と住民との交流を推進します。
- ⑥ 交流促進につながる新たな取り組み等への住民参加を促進します。
- ⑦ 宿泊施設や飲食店など、交流の核となる施設の取り組みを支援します。

施策方針2 移住・交流に向けた民間活力の導入

- ① 大学や企業等との連携を図り、これまでの交流事業の継続と独自性のある交流基盤の構築を進めます。
- ② 移住・定住に向けて取り組みを進める事業者、起業者を支援します。

施策方針3 地域資源を活かした交流促進

- ① 町の地域資源（自然・歴史・伝統・文化・人など）を活用し、交流機会の増加を促進します。
- ② 道の駅など、人が集まる場所の再整備を検討します。
- ③ 近隣自治体の地域資源を活用し、広域的な取り組みによる交流を促進します。

施策方針4 交流活動に寄与する団体等の支援

- ① グリーンツーリズム協議会、各種体験等の提供により交流人口の増大に寄与する団体を支援します。
- ② 体験施設を有する団体等により体験の町づくりネットワークを構築し、受入れ体制の整備を図ります。
- ③ 移住・定住により新たな交流の創出を目指す団体等を支援します。

施策方針5 空き家等の有効活用

- ① 町内の空き家情報の充実と、有効利用に向けた取り組みを進めます。
- ② 移住相談や「お試し移住」など、移住につながる取り組みを進めます。
- ③ 空き家バンクを充実させ、移住希望者とのマッチングを推進します。

推進施策2**国際交流の推進****【現状と課題】**

近年は、あらゆる分野においてグローバル化¹が進み、それに伴い交流における「国際化」が急進展しており、首都圏のみならず地方においても国際化への対応が急務となってきています。町においても外国人観光客が年々増加しており、今後はさらに海外からの観光客等が増えることが予想されることから、異文化を理解し、相互に交流することによりグローバル社会に対応できる人材を育成することが必要です。

このため、関係団体などと連携し、通訳ガイド、ホームステイ、外国語学習機会の創出等、日頃から外国人を受け入れるための活動を進めることが大切です。

また、既に交流を始めている英国のセットフォードを含むブレックランド地方や特産品開発を通じたモンゴルとの交流を進め、子どもたちをはじめ、町民に根ざした国際交流活動を活発化することが求められます。

施策方針1 国際交流の基盤整備

- ① 異文化への関心や理解を深め、外国人とのコミュニケーション能力を養う教育を推進します。
- ② 外国人との相互理解を深めるための交流機会を拡大し、民間団体等が自主的に行う国際交流事業を支援します。
- ③ 子どもから大人まで、英会話に親しむ機会や学習環境の整備を推進します。

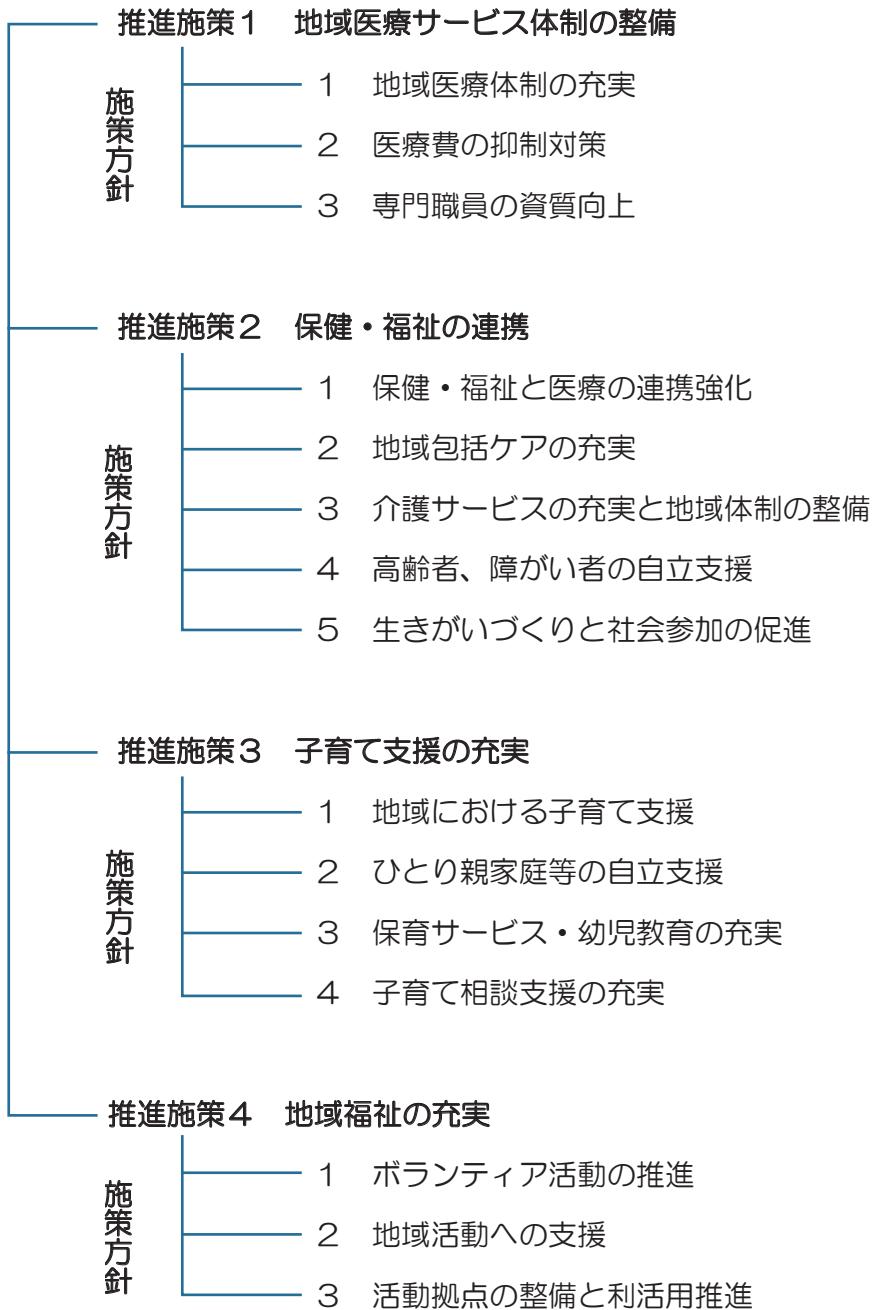
施策方針2 世界に羽ばたく人材の育成

- ① 英国セットフォード等、青少年の海外交流事業を推進します。
- ② 外国人との交流により、早い時期からグローバルに活躍する人材の育成に努めます。

1 世界的な規模であるようす。

第3節 健康で笑顔あふれる安心なまちづくり（保健・医療・福祉・子育ての充実）

施策体系



目指す方向

【 地域医療サービス体制の整備 】

- 地域医療体制の充実
- 医療費抑制のための取り組み強化
- 医療・福祉分野の専門職員の資質向上

【 保健・福祉の連携 】

- 保健と福祉、医療のネットワークの整備
- 地域包括ケアの充実
- 介護予防、介護体制の充実
- 地域の協力体制の整備
- 高齢者や障がい者の自立支援に向けた施策の充実
- 生活困窮者こんきゅうしゃに対する自立支援の充実

【 子育て支援の充実 】

- 地域全体で子育てを支援する環境の整備
- 結婚・妊娠・出産・子育てまで切れ目なく支援する体制づくり
- 子育て家庭の経済的負担の軽減
- 子育て環境の充実
- 幼児教育の充実
- ひとり親家庭等の自立支援

【 地域福祉の充実 】

- ボランティア活動の推進
- 住民参加の活動支援
- コミュニティ施設の活用推進

推進施策1

地域医療サービス体制の整備

【現状と課題】

現在、町内には診療所を含めて国保依田窪病院が2施設、個人病院が1施設、歯科診療所が2施設あります。今後も、これらの医療機関の充実に努めなければなりません。

しかし、過疎化、少子高齢化などにより患者が減少するとともに、医師の専門医志向や大病院志向が進む状況などから医師不足となっています。さらに、今後は団塊の世代が高齢期に入り、医療や介護の需要はこれまで以上に大きく増大することが見込まれていますが、医師の不足や診療費の増額による個人負担の増額など、地域医療を取り巻く環境は厳しさを増しています。

今後は、医療の高度化、専門分科が進む中で、質の高い医療従事者の養成や、質の高い医療提供の環境整備を図るとともに、患者・住民の適切な選択によって入院医療、在宅医療のどちらにおいても良質な医療が提供されるよう、情報の積極的な提供と地域住民との協働による医療体制を構築していく必要があります。

施策方針1 地域医療体制の充実

- ① 患者・住民のニーズに合わせた医療の提供に向け、大学や専門医療機関等と連携しながら国保依田窪病院の充実に努めます。
- ② 国保依田窪病院の安定運営を図ります。
- ③ 広域での取り組みを含め、専門科の受診や救急医療体制の充実を図ります。
- ④ 疾病の早期発見・早期治療のため、健康診断や保健指導の受診率向上を目指します。
- ⑤ 医科、歯科の連携により疾病予防、重症化予防に努めます。
- ⑥ 必要な医師を確保し、良質な医療の提供のために医療機器の整備を検討します。
- ⑦ 長和町健康日本21（第2次）健康増進計画と第2期特定健診・特定保健指導実施計画に基づき、町民すべてに対する疾病予防、健康増進への取り組みを推進します。

施策方針2 医療費の抑制対策

- ① 在宅医療への取り組みや整備すべき体制等について検討します。
- ② ジェネリック医薬品¹の利用を促進します。
- ③ 疾病予防、健康増進への取り組みを推進します。
- ④ 健康寿命を延伸するために、住民の意識の向上に努めます。

施策方針3 専門職員の資質向上

- ① 多様化する医療や福祉サービスの住民ニーズに対応できる専門職員の設置に努めます。
- ② 専門職員の適切な配置により、効率的なサービス提供を支援します。
- ③ 専門職員が働き続けられる環境等の整備を支援します。



1 期限切れになった先発医薬品の特許内容（有効成分）を基に作られる後発医薬品。

推進施策2

保健・福祉の連携

【現状と課題】

人生80年余の高齢社会を迎え、健康で自分らしく生きがいを持って充実した人生を送ることは、すべての町民の共通した願いであり、そのためには、一人ひとりが「自分の健康は自分で維持する」という意識を高めていくことが重要です。

しかし、少子高齢化、核家族化等の社会環境の変化により、生活習慣に起因する疾病など健康面で課題を抱える人や、介護、障がいなどにより支援を必要とする人、将来の生活に不安を抱える人が増えており、ライフステージ¹に応じた総合的、横断的な支援体制の整備が望まれています。

長和町は、平成28年4月1日現在の高齢化率が38.4%を超えており、住民の2.6人に一人は65歳以上という現状です。このため、独居高齢者世帯や高齢者のみの世帯、支援を必要とする高齢者が増加し、そうした人への支援策が、今後はさらに求められるようになるとともに、住み慣れた地域で元気に自立した生活を送ることを望んでいる高齢者のために、在宅で安心して生活できるための支援と高齢者が地域の中で役割を担うことのできる社会づくりが求められます。

また、社会経済の状況の悪化等により、生活困窮者も増加しています。こうした生活困窮者に対し、経済的援助や自立支援の促進を図る必要があります。要保護者の生活安定のため、他法他施策の活用や生活福祉資金の貸付など、制度の有効活用を図る必要があります。

さらに、平成25年に施行された障害者総合支援法により、障がい者の社会参加と自立支援が一層重要になっています。

社会的に弱い立場の人々が孤立することなく、住み慣れた地域で尊厳を持って安心した生活ができる社会づくりのためには、周囲の人々の理解と協力が不可欠であり、障がい者福祉の基本理念である「ノーマライゼーション²」を実現するためには、障がい者に対する社会の理解と社会参加の促進が図られる政策が重要です。

1 人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

2 社会福祉をめぐる理念の一つで、障害者も健常者と同様の生活ができる様に支援するべきであり、お互いが区別されることなく、社会生活を共にするのが正常で本来の望ましい姿である、とする考え方。

施策方針1 保健・福祉と医療の連携強化

- ① 病院、診療所を活用した保健・医療・福祉の一体的なサービスを推進します。
- ② 疾病の早期発見、早期治療につなげるため各種健診の受診率向上を促進します。
- ③ 生活習慣病を予防するため、特定健診の受診率向上を促進します。
- ④ 住民と行政が一体となった健康管理体制を進めます。
- ⑤ 専門職員の適正配置及び増員を図り、在宅保健福祉サービスの向上に努めます。
- ⑥ 保健・医療・福祉の包括ケアシステムの充実を進めます。
- ⑦ 社会福祉協議会等との連携を密にします。
- ⑧ 関係機関と連携し、心の健康づくりと自殺予防の推進に努めます。

施策方針2 地域包括ケアの充実

- ① 高齢者の総合相談、権利擁護、ケアマネジメント等を実施し、高齢者福祉の増進を包括的に支援する体制整備を進めます。
- ② 在宅医療と介護の連携強化、認知症施策の推進に努めます。
- ③ 総合的な保健サービスを提供し、各種相談窓口の充実を図ります。
- ④ 地域住民や関係機関との情報共有を密にし、高齢者の孤立、孤独死、自殺の防止に努めます。
- ⑤ 地域ケア会議において、保健・医療・福祉関係者の連携により地域のニーズを把握し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- ⑥ 地域包括支援センターと介護支援専門員との連携を強化します。

施策方針3 介護サービスの充実と地域体制の整備

- ① 住民と行政が一体となった介護福祉の実現に努めます。
- ② 施設介護サービス基盤の整備を検討します。
- ③ 介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる高齢者の意向を踏まえ、関係機関と連携しながら具体的な施策を進めます。
- ④ 認知症に対する知識の普及を行い、認知症施策の充実に向けた取り組みを進めます。
- ⑤ 介護予防事業を強化し、さらなる介護予防の意識啓発に取り組みます。
- ⑥ 地域住民や関係機関との情報共有を密にし、高齢者の孤立、孤独死、自殺の防止に努めます。（再掲）
- ⑦ 多様化する利用者ニーズに対応するため、介護保険サービス以外のサービス体制を検討します。
- ⑧ 介護職の有資格者及び資格取得希望者への支援をします。

施策方針4 高齢者、障がい者の自立支援

- ① 高齢者の地域での活動を支援し、高齢者の社会参加促進と高齢者が共に高齢者を支える仕組みを検討します。
- ② 「ノーマライゼーション」理念の普及啓発を進め、障がい者団体を支援します。
- ③ 高齢者、障がい者が地域社会で安心して生活できるための福祉を充実します。
- ④ シルバー人材センターの活動及び人材活用を支援します。
- ⑤ 権利擁護や成年後見制度¹利用支援における連携を強化します。
- ⑥ 高齢者や障がい者の就労に関する相談窓口の充実と情報提供に努めます。
- ⑦ 長和町障がい者虐待防止センター機能の充実を図ります。

1 精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。

施策方針5 生きがいづくりと社会参加の促進

- ① 老人クラブ活動等を介して、高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援します。
- ② 住み慣れた地域で自立した生活が送れるために、高齢者や障がい者の能力が地域で役割を担うことができる社会の構築を推進します。
- ③ 障がいに応じた就労場所を開拓するなど、障がい者が社会参加しやすい環境を整えます。
- ④ 障がいサービスや保健センターなどの協力により、障がい者の健康づくりを推進します。
- ⑤ 障がいや発達課題のある子どもの生涯にわたる一貫した支援を行えるよう、総合的な支援体制の整備を進めます。
- ⑥ 住民による福祉活動の拠点確保のため、既存の公共施設の有効活用を促進します。
- ⑦ 健康長寿への取り組みを地域ぐるみで行うため、リーダーの育成に努めます。
- ⑧ 「運動教室」や「いきいきサロン」の充実、一人暮らしの方などが誰でも集える場の確保に努めます。



推進施策3

子育て支援の充実

【現状と課題】

将来結婚をし、子育てをしていく若者が、継続的に進学や就職等により町外へ流出していくうえに、町で生まれる子どもの数が年々減少し、少子高齢化が進んでいます。

また、雇用が不安定で社会的、経済的に自立できず、家庭を築くことが難しい状況の若者や未婚の母、母子・父子家庭及び養育環境が気になる家庭も増加しています。

さらに、結婚をして子どもが産まれても、長時間労働等により父親の育児参加が十分に得られない中、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより子育てが孤立化し、母親の負担感や社会からの孤立感、疎外感が大きくなっています。

核家族化や家庭の共働きの増加、女性の社会進出、地域コミュニティの希薄化、就業形態の多様化などが進む中で、若い世代が安心して子どもを産み、子育てができる環境を構築することは、町の発展のために極めて重要です。

しかし、「子育てには費用がかかる」という理由から、理想とする数の子どもが持てないという現状もあります。

こうした中、町では「未来を託す子どもたちを地域が一体となって育む、まるごと子育てのまちづくり」を目指し、健康に子どもが産み育てられるよう、また、子どもが健やかに生まれ育つよう、妊娠から出産、乳幼児期をとおした育児相談や各種健診の充実などにより、子どもと親が心身ともに健康であるために必要な環境整備や、2カ所の町立保育園における多様化する保育ニーズに対する子育てに関する各種相談、支援、保育料の軽減など、様々なサービスの充実と質の向上に取り組んでいます。

今後は、現在実施している有効的な事業の継続と、子育て家庭の経済的な支援の拡充や地域全体で子育てを支援する体制の確立、家庭と仕事の両立のための環境整備を進め、これまで以上に少子化対策事業に積極的に取り組んでいくことが必要です。

施策方針1 地域における子育て支援

- ① 子育て世帯の経済的負担の軽減策、助成策を検討します。
- ② 地域における子育てを支援する「ファミリーサポート事業」の体制整備を進めます。
- ③ 子育てに関する施設・設備の充実を図ります。
- ④ 児童館での活動や放課後児童クラブの充実に努めます。
- ⑤ 30人以下学級の実現や補完的な学習の場の確保など子どもの学力向上を支援します。
- ⑥ 産前産後子育てサポーターの育成を進め、妊娠・出産・育児を切れ間なく支援する体制を整えます。
- ⑦ 子どもが安全に遊べる場の整備を進め、既存遊具等の保守点検を行います。
- ⑧ 子どもの権利条約¹の周知や児童虐待防止対策、防犯対策など、地域全体で子どもの人権を守活動を支援します。
- ⑨ 「長和町子ども・子育て支援計画」を推進します。

施策方針2 ひとり親家庭等の自立支援

- ① カウンセリングの充実など子育てや日常生活における相談窓口の充実を図ります。
- ② 各種助成制度や貸付制度、医療費支援などの充実を図ります。
- ③ 子育てサークルなど交流活動への参加を促し、地域で見守り、サポートする体制の整備を進めます。

1 「児童の権利に関する条約」とも呼ばれ、権利を保障するために定められた国際人権条約で、1989年に国際連合の総会で全会一致で採択され、1990年に国際的に発効された。

施策方針3 保育サービス・幼児教育の充実

- ① 延長保育、一時保育、休日保育や病後児保育など、多様な保育ニーズへの対応に努め、保育園サービスの充実を図ります。
- ② 施設や設備を計画的に整備・点検し、良好な保育環境の提供に努めます。
- ③ 未満児や発達支援体制の充実を図るため、保育士の確保に努めます。
- ④ 乳児期から学童期への連携を図ります。
- ⑤ 研修等への参加により、保育士の資質向上を図ります。
- ⑥ 地域との関わりを持たせた幼児教育を進めます。

施策方針4 子育て相談支援の充実

- ① 子育てに関する相談窓口の充実を進めます。
- ② 子育て支援センターの機能充実を進めます。
- ③ 療育コーディネーターによる巡回相談の充実を図ります。
- ④ 療育コーディネーター、保育園、学校関係と連携し、乳幼児期から切れ目のない支援体制の確立に努めます。



推進施策4

地域福祉の充実

【現状と課題】

これまで、町や社会福祉協議会を中心に公的な福祉サービスの充実を図ってきましたが、家庭や地域の機能低下、近隣関係の希薄化、生活様式の多様化などにより、行政による福祉サービスだけでは、現在、及び将来にわたって潜在する多様な福祉ニーズに十分な対応をしていくことが困難になっています。

こうした中、社会福祉協議会をはじめ地域で活動するボランティア団体、NPO法人、自治会、事業者といった地域福祉の重要な担い手が単独で活動していくのではなく、協働し、それぞれの役割を充分に果たしていくことがますます重要となります。

このため、地域福祉活動を支援しながら、子どもから高齢者、障がい者などすべての人が「住み慣れた地域でいきいきと生活が継続できるよう」自助、共助、公助がうまく機能する地域づくりに取り組んでいくことが求められます。



施策方針1 ボランティア活動の推進

- ① ボランティア団体の育成を支援します。
- ② 区や自治会など、地域住民によるボランティア活動を支援します。
- ③ 研修会やセミナーなどの開催により、地域活動の担い手となる人材や組織等の育成に努めます。
- ④ ボランティア情報の収集と提供に努めます。
- ⑤ 社会福祉協議会との連携を強化します。
- ⑥ 小、中学生の学校でのボランティア活動を支援します。

施策方針2 地域活動への支援

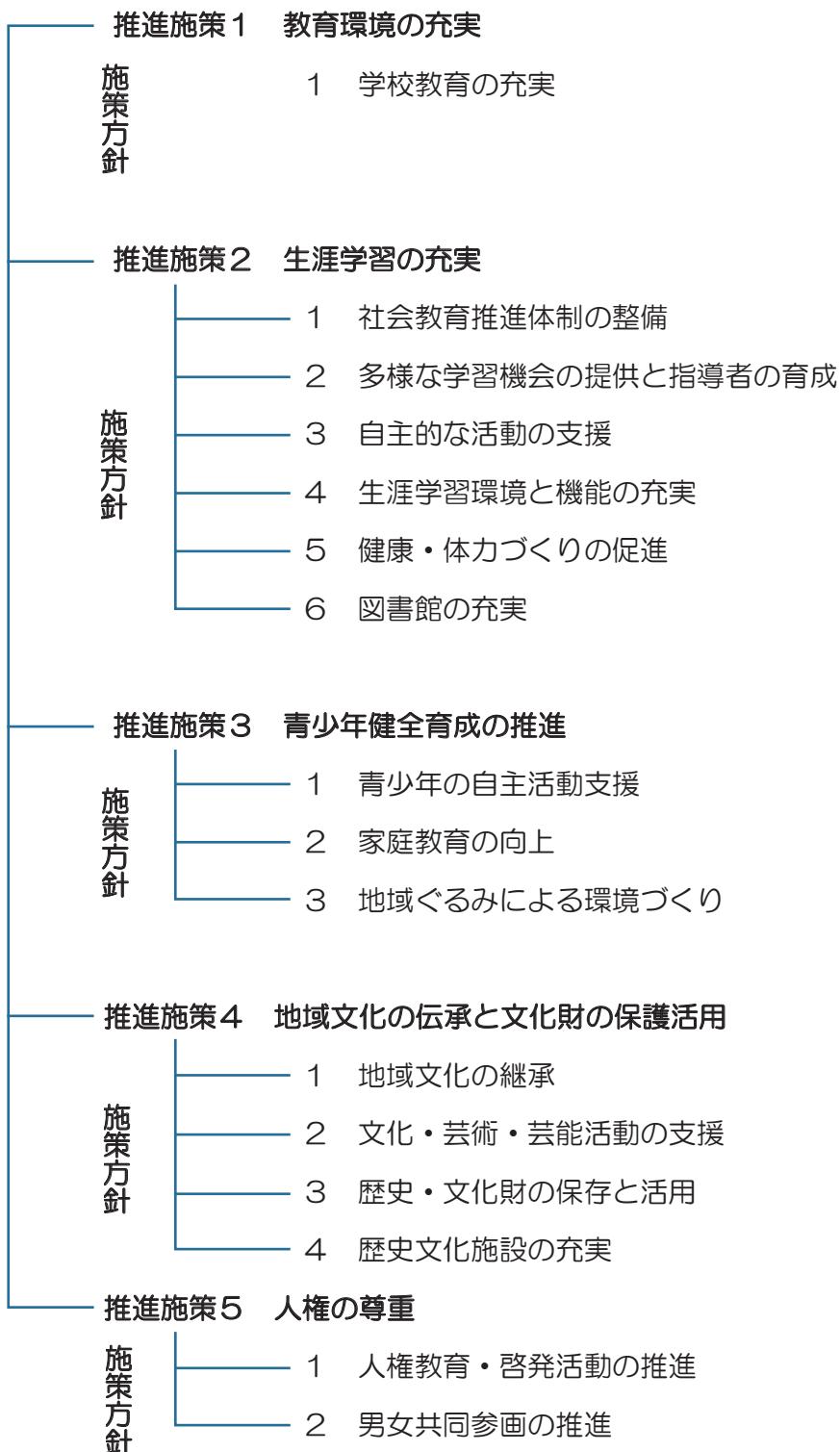
- ① 公益的な活動を行う団体を支援します。
- ② NPO法人への業務委託等を積極的に行うなど、地域活動の事業化を支援します。
- ③ 地域における福祉課題の発掘と、その解決に向けた取り組みを支援します。

施策方針3 活動拠点の整備と利活用推進

- ① コミュニティ団体やボランティア団体の活動拠点となる施設の充実を図ります。
- ② コミュニティ施設を利用する団体相互の情報交換や交流を促進します。
- ③ 地域の緑化や美化活動を地域住民と協働で取り組みます。

第4節 豊かな心と文化を育むまちづくり（教育・文化の充実）

施策体系



目指す方向

【 教育環境の充実 】

- 学力の向上及び山村ならではの学習機会の創出
- 国際感覚の醸成^{じょうせい}
- 施設、設備の改善による安全性の確保
- 学校と地域の連携
- 就学支援の充実

【 生涯学習の充実 】

- 社会教育推進体制の充実
- 多様な学習機会の提供と指導者の育成
- 自主的な活動の支援
- 生涯学習環境の整備
- 生涯スポーツの振興
- 図書館の充実

【 青少年健全育成の推進 】

- 青少年の自主活動支援
- 家庭教育の向上
- 地域ぐるみによる環境づくり

【 地域文化の伝承と文化財の保護活用 】

- 伝統文化の継承
- 文化・芸術活動の振興
- 文化財の調査・研究・保存・活用
- 歴史文化施設の充実

【 人権の尊重 】

- 人権教育・啓発活動の推進
- 男女共同参画の推進

推進施策1

教育環境の充実

【現状と課題】

現在、町には小学校が2校、中学校は町立1校と上田市との組合立が1校あり、それぞれ家庭、学校及び地域が一体となって教育の環境づくりを進めています。

しかし、少子高齢化などにより年々生徒数が減少している町立の和田中学校は、これまで重ねてきた懇談会やアンケートなどの結果から、平成29年度より上田市長和町中学校組合立依田窪南部中学校に統合することが決まりました。このため、子どもたちが新たな教育環境に早期に馴染めるための支援が必要です。

今後、ますます加速する少子高齢化や国際化、情報化など急速に変化する社会情勢の中にあって、基本を重視しながら、個性を生かす教育の充実と社会の変化に自ら適応できる心豊かな子どもたちの育成はとても重要です。

また、いじめや不登校など、心に悩みを抱える子どもたちへのカウンセリングや教科指導の充実をはじめ、様々な理由により就学困難な子どもたちが増えているため、家庭と学校、地域の様々な団体や個人と連携しながら継続的な支援が必要とされています。

今後は、国際化や情報化など、時代の要請に応じた多様な教育活動が行えるように施設の整備、充実を図るとともに、老朽した施設の改築・改修、余裕教室の活用などに取り組む一方、学校の自主性、自立性の促進や、町の歴史・地域の伝統文化を大切にし、生きる力に満ちた子どもたちの育成に努めていかなければなりません。

さらに、地域全体で子どもたちを育てていく環境の整備や地域に開かれた特色ある学校づくりと、保・小・中の9年間以上を見据えた子育てのプロセスと教育のあり方を検討し、安全・安心な居場所を提供しながら、心豊かでたくましい子どもたちを育む教育環境の充実が求められています。

施策方針1 学校教育の充実

- ① 学習習慣、生活習慣を身に付け、学力の向上に努めます。
- ② 学習指導を改善し、一人ひとりに合った指導に努めます。
- ③ 各学校の創意工夫により、地域資源や人材を活かした教育活動の充実を図り、特色ある学校づくりを進めます。
- ④ 小・中学校のICT環境¹の整備を進め、質の高い教育を提供します。
- ⑤ 国際化時代に対応できる人材育成のため、外国語教育の充実を図ります。
- ⑥ 支援を必要とする子どもたちをサポートするため、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーなど専門員の充実を進めます。
- ⑦ 食育や運動習慣の形成で、子どもたちの体力・健康を養います。
- ⑧ 老朽化が進んだ施設の改修を行います。
- ⑨ 保・小・中の連携した教育プロセスを検討します。
- ⑩ 児童・生徒数の減少を踏まえ、クラス規模や配置の適正化を検討します。
- ⑪ 研修等により教職員の資質向上を図ります。
- ⑫ 通学費の補助や各種奨学金制度の情報提供等により、進学を支援します。
- ⑬ 安全と安心の確保に努めます。
- ⑭ 障がいのある児童の自立に向け、個々の教育的ニーズの把握に努めながら学習や生活の困難を改善するための適切な相談や指導を、支援をします。

1 ICTとは、Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、一般に”情報通信技術”と訳される。ICT環境とは、パソコン、電子黒板、実物投影機、プレゼンテーションソフトなどを活用してグラフや資料を効果的に使用し、授業の効率化を図る環境のこと。

推進施策2

生涯学習の充実

【現状と課題】

余暇時間や高齢者の増加、趣味の多様化などにより、生涯学習に対するニーズは依然と高い状況にあり、町民の生きがいづくりと心豊かな生活を支えるため、公民館活動を中心に誰でも学べる学習の場の提供に努めています。

しかし、住民の価値観やライフスタイルの変化、民間企業や個人レベルでの学習機会の場の増加などにより、公民館活動への参加者数の伸び悩みもみられることから、常に学習内容を改善し、時代の必要性や住民ニーズに沿った魅力ある学習内容の提案が必要です。

また、学校の週5日制に伴い実施を始めた「ふるさと探検隊」も、当初は大勢の小学生の参加が得られる人気の事業でしたが、既に20年を経過する今日、少子化や子ども達を取り巻く環境の変化などから年々参加者は減少傾向にあり、事業の再確認が求められます。

町では、住民の学習意欲の向上や自主的学習を支援するため指導者の育成や発掘に努めていますが、各分野においてシニア世代が持つ知識、経験を活かしながら若者や女性などのリーダーを育成し、人材のネットワークづくりを進めて継続的に人材を確保する仕組みづくりに取り組むことも重要です。

一方、毎年11月の総合文化祭は、各種サークルやグループなどの団体をはじめ町民個人から多くの作品などが寄せられ、ステージ上での芸能発表を含めて盛況に開催されています。今後も、町民の多様な芸術文化活動を積極的に奨励するとともに、芸術文化の鑑賞機会を増やしていくことが大切です。

また、生涯スポーツの推進は住民の健康寿命を延ばす効果が期待でき、誰でも気軽に取り組めるスポーツプログラムの提供等により住民の健康増進を図ることが必要です。現在実施しているジュニアスポーツ教室や町民運動会、大人を対象とした各種スポーツ教室や大会は、住民の余暇活動や運動機能の維持、向上に繋がっているため、引き続き取り組んでいくことが求められます。

さらに、ふれあい館内に設置されている図書館は、本来、地域の情報拠点・生涯学習施設として機能しなければなりませんが、現状はこうした機能を果たしているとは言えない状況です。このため、住民ニーズを確認しながら整備・充実の検討を行う必要があります。

施策方針1 社会教育推進体制の整備

- ① 社会教育委員会において社会教育活動の計画・立案を充分議論し、町の社会教育の充実を図ります。
- ② 社会教育指導員の設置について検討します。
- ③ 社会教育を推進する組織体制の研究・検討を行います。

施策方針2 多様な学習機会の提供と指導者の育成

- ① 生涯学習講座や教室の充実を図ります。
- ② 質の高い芸術・文化に触れる機会を創出します。
- ③ 住民ニーズの把握に努め、時代の変化に対応した講座体系を構築します。
- ④ 子どもから高齢者まで、あらゆる住民が幅広く学習できる環境づくりを進めます。
- ⑤ まちづくりに繋がる人づくりを促進する学習活動を推進します。
- ⑥ ふるさと探検隊事業の見直しを行い、目的意識の明確化を図ります。
- ⑦ 地域主導の公民館活動と組織づくりを推進し、地域力の醸成^{じょうせい}に努めます。
- ⑧ 地域主導型の公民館活動への移行に向け、担い手となる人材育成に努めます。
- ⑨ 研修会等への参加により、公民館職員の資質向上を図ります。
- ⑩ 公民館活動をとおして、地域住民と子ども達の交流を推進します。

施策方針3 自主的な活動の支援

- ① 各種教室や講座の受講から、自主的な活動への発展を支援します。
- ② 地域リーダーの発掘と育成を図るとともに、事業化を支援します。
- ③ 各種スポーツクラブ等の活動を促進します。

施策方針4 生涯学習環境と機能の充実

- ① 住民の学習活動拠点となる施設の充実を図ります。
- ② 老朽化により補修や改修を必要とする施設の計画的整備を進めます。
- ③ 現在の施設の更なる活用を促進します。

施策方針5 健康・体力づくりの促進

- ① 各種スポーツ教室、クラブへの入会を促し、維持・発展に努めます。
- ② 自主的スポーツ活動団体の活動を支援します。
- ③ 体育協会の充実を図ります。
- ④ 新たなスポーツの発掘と普及に努めます。
- ⑤ 活動拠点となる施設と設備の充実を図ります。
- ⑥ 日常生活に運動やスポーツの取り入れを促し、健康な生活の実現を図ります。
- ⑦ スポーツ指導者の育成を図ります。
- ⑧ 総合型地域スポーツクラブの内容やあり方を研究し、「ながわスポーツクラブ」の育成に取り組みます。

施策方針6 図書館の充実

- ① 生涯学習の拠点となる図書館の充実を検討します。
- ② 図書館ネットワークの活用により、住民ニーズに応えていきます。
- ③ 学校と連携し、図書館を利用する学習活動を促進します。
- ④ 図書館の施設改修を検討します。
- ⑤ レファレンスサービス¹の充実に努めます。

1 図書館などで、利用者の問い合わせに応じ図書の照会や検索をする業務のこと。

推進施策3

青少年健全育成の推進

【現状と課題】

青少年の健全な成長には、自主性、自発性を伸ばす活動が大切です。そして、子どもたちがふるさとに誇りを持ち、これからの中でも自立するための力や国際的視野を身につけ、創造性を發揮しながらあらゆる場面で活躍できる人材として成長するよう、学校、家庭、地域が一体となって取り組む必要があります。

少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などが進み、子どもの成長環境から祖父母や地域の大人が子育てに関わることが少なくなっています。若い両親は親の世代の知恵や知識を受け継ぐことが困難となり、家庭における教育環境は低下しているといわざるを得ません。このため、親としての行動や家庭教育のあり方などについての学習機会を設けることや、助言体制を充実することが必要です。

子どもが育つ社会環境は、生活水準の向上、都市化の進展、メディアの発達などにより変化しますが、子どもがよりよく成長するためには地域との協力は欠かせません。また、子どもには、まわりに認められ必要とされていることを感じることができる「活躍の場」を与えることも必要であり、家庭、学校、地域コミュニティと相互に連携・協力した体制づくりが求められます。

また、インターネットなどを利用したいじめや有害情報問題など、子どもたちを取り巻く環境が急激に変化しているため、長和町においても、地域ぐるみで子どもたちを守っていくという雰囲気を高めていかなければなりません。

町の宝であり、将来のある子どもたちが健やかに、伸びやかに成長できる環境づくりを協同で進め、安心して生活できる居場所づくりの確保が重要です。

施策方針1 青少年の自主活動支援

- ① スポーツ、レクリエーション、ボランティア活動などへの参加機会を広げ、青少年の自主的な活動を支援します。
- ② 他地域、他市町村で開催されるイベントなどへの自主的な参加と交流を支援します。
- ③ 子どもたちの自主性、自発性をより引き出すため、活動におけるリーダーを育成し、将来的にも活躍できるように支援します。
- ④ 青少年に関係する団体指導者の育成を支援します。

施策方針2 家庭教育の向上

- ① 家庭教育に関する相談や学習の機会を広げます。
- ② 家庭と学校との連絡を密にし、家庭の教育力の向上を図ります。
- ③ 三世代交流事業や児童・生徒に関する情報交換の機会の提供を促進します。

施策方針3 地域ぐるみによる環境づくり

- ① 家庭、学校、地域が相互に連携・協力できる体制づくりを進めます。
- ② 地域における子どもの居場所づくりを推進します。
- ③ 祭りやイベントにおいて、子どもたちが活躍する場を提供します。
- ④ 青少年育成月間などに合わせ、地域ぐるみによる啓発活動を推進します。
- ⑤ 子どもたちの安全を守る地域ボランティアの育成と活動を支援します。

推進施策4

地域文化の伝承と文化財の保護活用

【現状と課題】

町では、町内の芸術や文化活動を支援するとともに、郷土芸能の保存のために関係する団体や住民などと連携を図り、伝承活動や発表の機会の創出に努めています。芸術文化に、より親しむ環境づくりを進めるため、芸術分野における人材の育成や子ども達が芸術文化活動に参加する機会を提供することは、とても重要な取り組みです。

これからも、住民が自主的な芸術や文化活動を展開することができるよう、芸術、文化それぞれの団体、個人の育成と支援を行うとともに、地域における芸術・文化活動の交流を推進していかなければなりません。

また、町内に多数ある文化財は、これまで地元住民をはじめとする関係者の熱意と行政の支援により保存・伝承されてきました。しかし、少子高齢化により、これらの伝統文化の継承が危ぶまれつつあります。このため、地域団体や住民の関心を高めながら、歴史と伝統の継承を図り、新しい文化の創造に取り組んでいかなければなりません。

一方、博物館、公民館、学校教育との連携によって「黒耀石」と「中山道」に象徴される歴史遺産をはじめとする郷土の歴史・文化を学び、それらを世代を超えた生涯学習や地域振興の素材として活用する取り組みが定着してきました。

地域社会においては、黒耀石体験ミュージアムの友の会や中山道と宿場を保全するボランティア組織の活動が継続的に進められており、こうした地道な活動は、黒耀石においては広域に及ぶ原産地内部の遺跡分布調査への協力体制を生み、また、中山道の保存活用計画の策定においては、宿場の伝統的建造物を保存・活用する気運を地域に浸透させる契機となりました。

今後は、郷土の歴史を活用した事業の展開について検討していくとともに、文化財としての「石」繋がりによる、イギリスのセットフォード町との国際交流事業の充実を図っていかなければなりません。

施策方針1 地域文化の継承

- ① 地域の伝統行事を継承し、実施内容を記録・保存します。
- ② 地域と連携し、伝統文化や行事の後継者育成を支援します。
- ③ 地域の伝統、文化を学ぶ郷土学習の充実を図ります。
- ④ 町独自のイベントなどを広くPRし、郷土の誇りの醸成に努めます。

施策方針2 文化・芸術・芸能活動の支援

- ① 文化、芸術活動に励む住民を支援します。
- ② 町民の自主的な文化、芸術活動を支援します。
- ③ 作品や芸能などの発表の場を設けます。
- ④ 文化、芸術に満ちたまちづくりを推進します。

施策方針3 歴史・文化財の保存と活用

- ① 黒耀石原産地遺跡群や中山道の宿場など、町の歴史遺産を継続して調査・研究するとともに、誇れる文化財を後世に伝えます。
- ② イベントなどの実施により、町内外に町の文化財を周知します。
- ③ 博物館と学校との連携を継続し、さらなる充実を図ります。
- ④ 中山道保存管理計画及び整備基本計画に基づいて事業を推進します。
- ⑤ 観光資源としての活用を図ります。
- ⑥ 国際交流の核として、事業の充実を図ります。
- ⑦ 歴史遺産ボランティアの育成に努めます。
- ⑧ 町全域を対象とした埋蔵文化財包蔵地図の作成を進めます。

施策方針4 歴史文化施設の充実

- ① 歴史・文化施設の収蔵資料の体系的な管理と展示の充実を図ります。
- ② 収蔵資料の解説書やパネルなどの見直し、設置について検討します。
- ③ 黒耀石体験ミュージアムの常設展示室の改修と史跡整備計画について検討します。
- ④ 個人所有の歴史的資料等について、長和の里歴史館への収納を啓発・促進します。



推進施策5

人権の尊重

【現状と課題】

長和町では、平成17年10月1日に「長和町人権擁護と差別撤廃に関する条例」を制定するとともに、平成19年3月の町議会において「人権尊重のまち宣言」を決議しています。これは、あらゆる差別の撤廃を図り、明るく住みよい社会の実現が町民すべての願いであることを表しており、誰もが安心して幸せに暮らせる社会の実現を目指し、学校、地域、企業などにおいて人権教育を推進しています。

また、毎年、人権週間（12月4日から10日）に合わせ、基本的な人権尊重思想の理解と普及を図るために「差別をなくす町民集会」を開催しています。

町の人権教育は、これまで、あらゆる差別を「しない」「させない」「許さない」という人権意識の高揚を図りながら差別の完全撤廃を目指すとともに、人権尊重の精神を培ってきました。その結果、人権問題に対する認識は年々深まり、あらゆる差別の解消に向けて人権尊重の施策の整備が着実に進められています。

しかし、私たちの身の回りには、今なお、性別や障がい、人種、信条などを理由とした人権侵害が残り、様々な人権問題につながる事象が数多く発生するなど、完全解決を図るためにまだ多くの課題が残されています。

また、最近では国際化や情報化などの進展、少子高齢化など社会情勢の大きな変化により、新たな人権問題も生じてきています。

このため、今後も地域社会をはじめ、あらゆる場において、生涯を通じて人権が尊重され、全ての人がお互いの尊厳を保障し合いながら「ともに生きる社会」の実現のため、総合的な人権教育・人権啓発を進める必要があるとともに、住民一人ひとりが、あらゆる差別の解消に向けて自らの考え方や価値観などを見つめ直し、自らを啓発していくことが求められています。

施策方針1 人権教育・啓発活動の推進

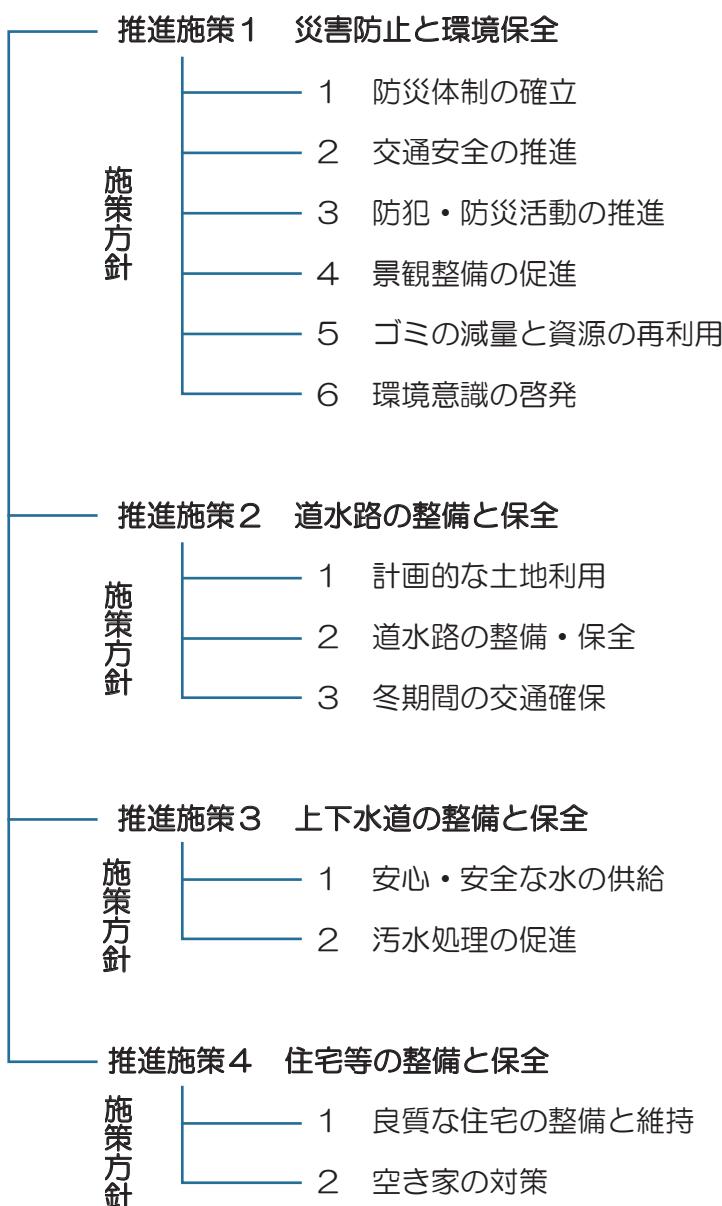
- ① 学校、地域などにおいて、人権教育と啓発活動に取り組みます。
- ② 人権教育研修会を開催します。
- ③ まちぐるみの取り組みとして「町民集会」を開催します。
- ④ 「いじめ」のない教育環境の確立を図ります。
- ⑤ 人権問題の提起と情報の提供に努めます。
- ⑥ 社会福祉協議会などと連携しながら相談体制を確保します。
- ⑦ 講座や研修をとおして交流促進を図ります。
- ⑧ 国や県、人権擁護団体など、関係機関との連携・協力に努めます。
- ⑨ 議会議員、町職員、教職員などの人権感覚の向上に努めます。
- ⑩ 性別や障がい、人種や信条などを理由とした、あらゆる差別の解消に取り組みます。

施策方針2 男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画計画（プラン）の策定を検討します。
- ② 男女共同参画条例の制定を検討します。
- ③ 男女共同参画推進協議会の設置を検討します。
- ④ DVの予防と被害者支援に取り組み、相談窓口の充実に努めます。
- ⑤ 委員会や審議会等への女性の参画を推進します。
- ⑥ 地域ぐるみで男女共同参画を推進します。
- ⑦ 地域における女性の活躍を支援します。
- ⑧ 講演会や研修会をとおして男女共同参画意識を高めます。
- ⑨ 家事や育児など、家庭内の男女共同参画の取り組みを支援します。
- ⑩ 事例などの情報提供に努めます。

第5節 自然と調和した快適で安全なまちづくり (生活環境・基盤の整備)

施策体系



目指す方向

【災害防止と環境保全】

- 消防団員の確保と機械器具等の整備
- 地域防災体制の確立
- 住民に対する防犯、防災、及び避難の周知
- 交通安全の取り組みと意識の向上
- 防犯、防災施設の整備
- 公園等景観の整備
- ゴミの減量と再資源化の推進
- 不法投棄の防止
- 水源の保全
- 自然環境と田園風景の保全

【道水路の整備と保全】

- 計画的な土地利用の検討
- 道水路施設の点検と住民要望の把握
- 安全・安心な道水路の維持と整備
- 歩道、通学路の整備
- 治水・砂防事業の実施

【上下水道の整備と保全】

- 安全・安心な水の提供
- 別荘地との水道料金の格差解消
- 全戸水洗化の推進
- 上下水道施設の安全な維持・管理
- 法適化への移行

【住宅等の整備と保全】

- 町営住宅の整備と維持管理
- 耐震診断等の促進
- 代執行等、空き家の対策

推進施策1

災害防止と環境保全

【現状と課題】

長和町は、周りを山に囲まれているものの、これまで人命に関わるような大きな自然災害による被害は比較的少なく過ごしてきました。過去をみても、災害と呼ばれる状況は大雨による川の氾濫や道水路の欠損などが主であり、他県にみる地震などの災害の経験はありません。こうした状況から、町民の防災意識は決して高いとは言えません。また、過疎化や高齢化が進み、全7分団ある消防団員も年々減少傾向にあり、地域における防災活動も停滞気味な状況です。しかし、地球規模の気候変動が続くなか、これまで少なかつたり経験したことがない災害が、今後発生する可能性があります。地震調査研究推進本部の調査によると、長野県に被害を及ぼす地震は、主に陸域の浅い場所で発生する地震と、相模、駿河、南海トラフ沿いで発生する海溝型巨大地震です。また、地震により火山活動が活発になり、浅間山などの噴火も予想されます。このような、いつ起こるかわからない災害の発生時に被害を最小限に抑えるために重要なことは、ハード面での基盤整備に加え、町民が日頃から高い防災意識を持ち続けることであり、消防団に加えて自主防災組織と防災リーダーなどの育成に努め、地域防災力の向上を図らなければなりません。また、避難時に支援が必要な避難行動要支援者の把握など、避難体制の整備も必要です。

一方、生活環境では、地球温暖化防止対策とともに環境共生型社会の実現に向けて省資源、省エネルギーを実践する資源循環型の生活様式に変えていくことが重要であり、次世代を担う子どもたちを守ることに繋がります。

現在、町のゴミ排出量は減少傾向にあり、リサイクル率は横ばい状態にあるものの県平均に比べると高いレベルです。こうした状況をさらに向上させるため、町民へのルールの周知やリサイクル意識の啓発は継続していかなければなりません。

また、美しい水と緑に囲まれた里山の風景や多様な生態系を守ることは、町の魅力を高めることに繋がります。これまでも、ボランティア団体や地域組織などにより地域を美しく保つ活動に取り組んできましたが、さらに景観保全に対する一層の意識啓発が求められます。

長和町の美しい自然景観や田園の風景は大きな魅力の一つであり、町民の高い環境意識のもと、こうした景観を次代に継承していくことがとても重要です。

施策方針1 防災体制の確立

- ① 消防団員の確保と参加向上に繋がる有効的な施策を検討します。
- ② 防災活動に必要な資機材などを計画的に整備します。
- ③ 地域住民と協力しながら自主防災組織の普及に努めます。
- ④ 住民の防災意識を向上させるための事業に取り組みます。
- ⑤ 地域と避難行動要支援者との情報を共有し、避難支援体制の強化を図ります。
- ⑥ 避難所及び避難方法の周知徹底を図ります。
- ⑦ 災害時等に適切な避難勧告ができるよう、あらかじめ明確な判断基準の設定に努めます。また、避難施設にWi-Fi環境を整備し、災害時の情報収集を可能にします。

施策方針2 交通安全の推進

- ① 各世代に応じた交通安全意識の普及、啓発に努めます。
- ② 町内の危険箇所の把握に努め、安全設備の整備を進めます。
- ③ 国道、県道の事故多発区域を分析し、関係機関へ対策を講じるよう要請します。
- ④ 住民による交通安全活動を支援します。

施策方針3 防犯・防災活動の推進

- ① 消防団活動への理解を得る広報活動を行い、入団の促進を図ります。
- ② 防犯、防災意識の向上に向けた周知活動を行います。
- ③ 住民参加型の防災訓練を検討します。
- ④ 防犯団体、警察、学校及び行政等が連携して意識啓発に努めるとともに、防犯団体等の活動を支援します。
- ⑤ 住民や職場単位での救急講習会の開催を推進します。

施策方針4 景観整備の促進

- ① ポケット公園や花壇の老朽箇所の修繕を計画的に進めます。
- ② 地元自治会や景観団体を支援し、連携を図りながら継続的な環境美化に努めます。
- ③ 河川、道路、公共施設などの美化活動に取り組むボランティアを支援します。
- ④ 世代を超えて安全に楽しめる公園や緑地の整備を推進します。
- ⑤ 景観形成に関する住民意識の啓発に努めます。
- ⑥ 歴史的建造物や古い町並みを町の財産として維持、保存に努めます。

施策方針5 ゴミの減量と資源の再利用

- ① 分別や出し方の徹底により、ゴミの減量化と再資源化を推進します。
- ② 自家処理や生ごみ処理機器の補助、斡旋を継続し、ゴミの減量化を図ります。
- ③ 制作者の協力を仰ぎながら、「ゴミなし地蔵」の設置を継続します。
- ④ 産業廃棄物の適正処理を推進します。
- ⑤ 区や自治会などと連携し、ゴミステーションの適正管理に努めます。

施策方針6 環境意識の啓発

- ① 環境教育、環境学習の取り組みを支援します。
- ② 悪臭、騒音、野焼き等の現状を把握し、意識啓発に努めます。
- ③ 太陽光や地中熱など、新エネルギーや再生可能エネルギーの普及啓発を進めます。
- ④ ゴミなどの不法投棄防止の啓発活動や監視活動をとおして、環境保全意識の高揚を図ります。
- ⑤ 地球温暖化による影響と、防止に向けた取り組みの周知に努めます。

推進施策2

道水路の整備と保全

【現状と課題】

長和町は、古くから中山道や大門街道などが通り、交通の要衝とされていましたが、こうした古道は、現在でも国道や町道として利活用がされています。また、町の中央を南北に大門川や依田川が流れ、川沿いの集落と東西の山の間を農地として土地の活用が行われてきた形態は、現在でも大きく変化していません。

平成27年度末現在、町道は693路線、管理延長は314kmあり、そのうち1級町道25路線、2級町道35路線が幹線道路をなし、他の幹線系町道と合わせて町内の各集落を結んでいます。また、国道は、142号、152号、及び254号の3本が町内を走り、町民を始め都市部等への輸送貨物車など県外の車が数多く通行しています。

しかし、町内各所において道路の老朽化や凍上が原因とみられる舗装や水路の傷みが見受けられ、地域からの要望も多く寄せられているのが現状であり、現地確認を行い、緊急性や通行への支障などを考慮しながら対応を図っています。また、山間部を走る道路では、倒木や枝の繁茂により通行の妨げになっている場所も数多く見受けられることから、今後は予防的視点からの事前対応が必要であり、重要な社会資本である道路網のきめ細かな整備を進めて行くことが重要です。

さらに、橋梁長寿命化事業では修繕計画に基づいて工事を実施していますが、5年ごとの定期点検が義務化されたことにより修繕費の他に点検費用が発生するため、進捗状況は良くありません。有効な財源の確保等により、修繕計画に沿った工事の実施が求められます。

冬期間の交通確保対策は、老朽化した除雪ドーザー等の更新や歩道や狭小道路などの除雪を目的とした歩行型小型除雪機を順次購入し、地域での有効活用を図ってきました。

今後も、道水路の整備と保全は毎年計画的に実施していく必要がありますが、有利な財源の確保をはじめ、住民ニーズの多様化や少子高齢化などから、住民との協働による維持管理を進めながら、ソフトとハード両面での事業展開が重要となります。

施策方針1 計画的な土地利用

- ① 地域の実情に即した土地利用調整を進めます。
- ② 町全体の土地利用計画の策定について検討します。
- ③ 町の活性化に繋がる土地の有効利用を図ります。
- ④ 地域住民と十分な協議を行いながら土地の有効活用に努めます。

施策方針2 道水路の整備・保全

- ① 生活道路の維持、修繕、改修を計画的に推進します。
- ② 歩道整備、ガードレール等安全器具の設置により安心、安全な道路整備を進めます。
- ③ 周辺の景観や町並み、自然環境に配慮した道路整備を進めます。
- ④ 橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な工事の実施に努めます。
- ⑤ 住民からの道水路の修繕要望に対し、関係機関等と連携しながら迅速な対応に努めます。
- ⑥ 誰もが安全で快適に通行できるよう、段差や急勾配の解消などのバリアフリー化を推進します。
- ⑦ 緊急車両の通行が困難な道路の改修を推進します。
- ⑧ 国道、県道のさらなる整備・充実を、機会を捉えて陳情していきます。

施策方針3 冬期間の交通確保

- ① 除雪機械の適正な維持管理と運行により、降雪時においても安全な道路交通を確保します。
- ② 関係機関や企業などと連携し、迅速な除雪体制の確保に努めます。
- ③ 歩行型除雪機械の配備により、地域との協働による除雪体制の強化を図ります。

推進施策3

上下水道の整備と保全

【現状と課題】

「山紫水明¹」の地である長和町は、中央分水嶺を南に従え、町のいたるところにある湧水は県内外の人々に利用されており、町の宝と言えます。こうした美味しい水を活用した町の上水道は、現在、9つの簡易水道により年間 761,681m³ の水を各家庭などに供給しています。

しかし、29箇所ある配水施設は、管路や機械類の老朽化が進んでおり、給水人口の減少や節水機器の普及、別荘地区における定住者や別荘人口の減少なども含め、改良や維持費に見合った収入が得られない状況が続いていることから水道給水原価の上昇が懸念されます。

また、長久保大沢水源では降雨時に濁度の上昇が確認されているため、入大門水源の余剰水を利用するための対応が必要です。

今後は、簡易水道をすべて統合し、需要にあった水の安定供給体制を確立するとともに、料金体系の見直しや基本料金の格差是正、及びコスト縮減のための合理化経営計画を推進しながら、引き続き安心で美味しい水の供給が求められます。

一方、公共下水道は平成9年度の一部供用開始から19年が経過しているものの、維持管理業者等による適切な管理により、処理水質は良好に保たれています。しかし、長門水処理センターの機器類や姫木地区の既存管渠、マンホール及び公共マスは経年劣化が進んでおり、計画的な修繕が必要です。

また、資源循環型施設建設設計画に伴い、し尿処理施設「上田清浄園」の廃止が決まったため、青木村との共同による新たな「し尿処理施設」を建設する協定の締結がされました。

今後は、長門水処理センター敷地内への建設を進め、早期の供用開始が求められます。

さらに、下水道においても上水道と同様に様々な理由により使用料収入が減少しており、今後もその傾向は続くことが予想されるため、維持管理費の節減に努めながら健全な経営に取り組むことが大切です。

1 山は日に映えて紫色に見え、川の水は澄んで清らかであること。山や川の景色が美しいことをいう。

施策方針1 安心・安全な水の供給

- ① 水道料金の適正化を進めます。
- ② 水源の改修や定期的な施設の清掃や修繕を行い、安全で安心な水の供給に努めます。
- ③ 長久保地区の水源の良質化と安定供給のため、入大門水源の余剰水の有効活用を図ります。
- ④ 誇れる水を活かしながら安定した水道水を供給していくために、老朽化した水道施設の更新や耐震化を計画的に進め、コスト軽減による経営の健全化を図ります。
- ⑤ 未収金の縮減や効率的な資金運用に努め、収益の確保を図ります。
- ⑥ きれいで潤いのある水辺空間を創出するため、水源周辺の環境整備と保全に努めます。

施策方針2 汚水処理の促進

- ① 長門水処理センターの経年による修繕や機器の更新を計画的に進めます。
- ② 老朽化した設備等を計画的に補修します。
- ③ 上田清浄園の廃止に伴うし尿処理施設の建設を進め、早期供用開始に努めます。
- ④ 地域にあった生活排水処理施設の整備更新を図ります。
- ⑤ 生活雑排水の河川への流入防止を地域ぐるみで取り組みます。
- ⑥ 不明水の流入防止と雨水の浸水対策を進めます。
- ⑦ 全戸水洗化を継続して推進します。
- ⑧ 現処理施設での処理困難が予想される小規模集落における個別浄化槽への移行について検討します。

推進施策4

住宅等の整備と保全

【現状と課題】

現在、町には長門地区に 149 戸、和田地区に 36 戸の公営・町営住宅があり、入居状況は若干の空きはあるものの、概ね良好です。特に、集合住宅形式の町営住宅（若夫婦向けマンション、定住促進住宅、ワンルームマンション、青原若者住宅、一本木住宅、上立岩住宅、及び四泊住宅）は、町内外からの若者の定住に大きく貢献しています。

しかし、公営住宅の 50 戸を始め、若夫婦向けマンション、定住促進住宅、ワンルームマンション、青原若者住宅は、老朽化も進んできているため退去時などに合わせた修繕工事が必要になっています。中でも、公営住宅の老朽化が著しいため、早い段階での計画的な修繕、改修を行わなければなりません。

また、「子育て日本一」を目指し、平成 21 年から計画的に建設してきた子育て世帯向けの町営住宅整備も一段落しましたが、これまでの 5 力年を総括し、事業の効果を慎重に評価したうえで今後の住宅整備計画について検討を進めていく必要があります。

さらに、450 戸前後ある空き家は外観や内装状態の良し悪しが大きく異なり、中には倒壊の恐れがある建物も見受けられます。このため、所有者や管理者を交えて周囲に迷惑が掛からず、美しい町並みが保全できる対応を進めなければなりません。

一方、空きの中には再利用可能な建物も数多くあることから、空き家を活用した事業や、空き家バンクへの登録を進めながら移住希望者とのマッチングを進める必要があります。ただし、良好な建物であっても所有者が物置として利用されており、所有者の転出や一時的な利用の継続等により、「売りたい」「貸したい」という方は多くないのが現状です。このため、空き家の利活用について所有者に理解を求めるとともに、掛かる経費などの支援についても検討を図らなければなりません。

施策方針1 良質な住宅の整備と維持

- ① 若者向け町営住宅の計画的な改修整備を行い、快適性の向上に努めます。
- ② 老朽化した公営住宅等について、再整備を含めて今後のあり方を検討します。
- ③ 住宅建築時の補助金等、金銭的な負担の軽減を図ります。
- ④若い世代のニーズなどを把握しながら、新たな宅地造成を検討します。
- ⑤ 入居者の自主活動による敷地内や周辺の環境整備を促進します。
- ⑥ 木造住宅における耐震改修の必要性を啓発し、住環境について防災性の向上を推進します。
- ⑦ これまでの町営住宅の建設による事業効果を検証しながら今後の計画について検討します。
- ⑧ 高齢者や障がい者などが住み慣れた地域で生活できるよう、ユニバーサルデザイン¹に配慮した住宅整備を推進します。

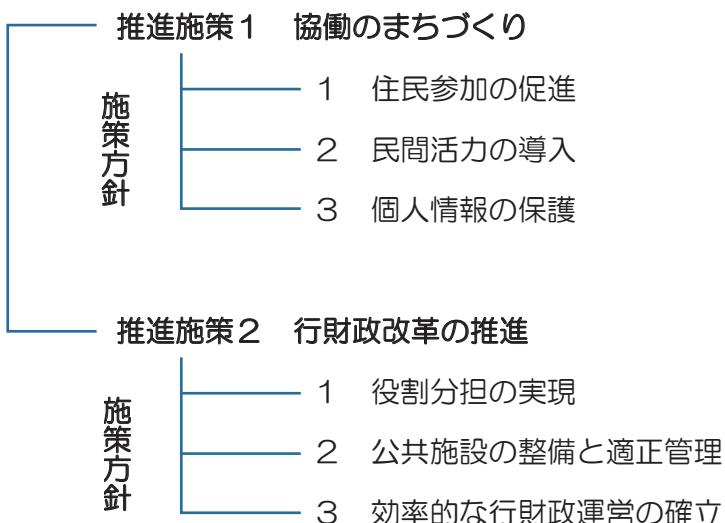
施策方針2 空き家の対策

- ① 空き家となっている危険家屋や周辺の影響を考慮しながら適切な対応を図ります。
- ② 補助金の有効的な運用について検討し、美しい町並みの保全に努めます。
- ③ 空き家を活用した住宅整備により、空き家の再利用を検討します。
- ④ 町営住宅等を退去する方等の受け皿としての空き家活用を検討します。
- ⑤ 空き家バンクの充実に向けた取り組みを進めます。
- ⑥ 再生物件を「お試し移住」等に活用するための取り組みを推進します。
- ⑦ 空き家を多様に活用していただくための支援を検討し、併せて移住促進に努めます。

1 高齢者や障がい者だけでなく、子どもや妊婦等すべての人に使いやすいデザインのこと。

第6節 ささえあいのまちづくり（住民参加と行財政運営）

施策体系



目指す方向

【協働のまちづくり】

- 長和町住民自治基本条例の理念と内容の啓発
- 住民自らによる地域活動の推進
- 住民からの効果的な提案の受け入れ
- まちづくり団体の育成・支援
- 積極的な情報公開と住民意見・要望の把握
- 民間への事業委託の推進
- 個人情報の厳格な保護

【行財政改革の推進】

- 民間企業等への事業委託
- 組織の簡素・合理化と横断的な組織運営
- 遊休施設等の有効活用
- バランスのとれた財政運営
- 行財政の計画的・効率的な運営

推進施策1

協働のまちづくり

【現状と課題】

地方分権が全国的に叫ばれ、政策の裁量権が自治体に移管されようとしており、自治体が独自の判断で限られた財源の使い道を決定できるようになります。これにより、自治体は自分たちの将来を自分たちで選択・決定しなければならず、そのために自治能力の向上を図らなければなりません。

多様化、複雑化する地域の課題を解決するには、行政の限られたマンパワーと財源だけでは十分な成果を上げることが難しくなっています。

こうした中、地域をよく知る住民自らが中心となって地域の特性に応じて様々な課題解決に取り組む住民自治が大きな力を発揮すると期待されており、新しいまちづくりには地域住民と行政との協働や連携など、パートナーシップが重要となります。そのため、行政においては仕事の進め方を常に見直し、地域住民が政策決定に参加しやすい体制づくりを進めいく必要があります。また、同時に住民は自治の主役としてまちづくりの一役を担い、その能力と経験を活かしていくことが求められます。

長和町には、それぞれの分野において様々な課題があるため、これまで地域懇談会などを開催しながら行政と住民が対話し、できる限り一人ひとりの声を行政に反映させようと努力してきました。

現在、さらに町の将来を見据え、住民による自治を推進、発展させるために「長和町住民自治基本条例」の策定を目指しています。

こうした住民自治を幅広い分野に広げていくために、行政、住民、自治会、ボランティア団体及び企業など様々な主体が連携し、地域の支え合いの仕組みを強化することが課題となります。

施策方針1 住民参加の促進

- ① 長和町住民自治基本条例を制定し、その理念の啓発と協働のまちづくりに努めます。
- ② 各種委員会や町の政策決定に係わる検討機会において、住民参加を積極的に推進します。
- ③ 必要に応じて住民懇談会など、住民の意見を聞くことができる場の創設に努めます。
- ④ 行政情報の発信の充実を図ります。
- ⑤ パブリックコメントなどを実施し、情報公開と住民の意見や要望の把握に努めます。
- ⑥ 区や自治会の自主性・自立性を尊重するとともに連携・協力し、住民活動の活性化による協働のまちづくりを進めます。
- ⑦ 事業が効果的に実施できる住民からの提案を尊重します。
- ⑧ 自主的なまちづくり団体の育成や活動を支援します。
- ⑨ 地域で活動する住民組織との協働を推進します。

施策方針2 民間活力の導入

- ① 指定管理者制度の活用などにより、民間委託分野の拡充に努めます。
- ② NPO 法人やボランティア団体などへの業務委託を進めます。
- ③ 行政と住民との協働化が進む各種団体などを支援します。

施策方針3 個人情報の保護

- ① 町が保有する個人情報を厳正に保護し、個人の権利と利益を守ります。
- ② 研修等により職員の資質向上を図り、個人情報に関する認識を高めます。

推進施策2

行財政改革の推進

【現状と課題】

長く続く経済不況や少子高齢化、人口減少に伴う税収減などにより町の財政は年々厳しさを増しています。加えて、公共施設を適正に維持・管理・運営していくことが求められています。

また、介護保険や国民健康保険の会計では支出の増加が止まらず、今後も続くことが予想されており、広域的な展開を含め、新たな施策による会計の安定が必要となっています。

これまで町では、人件費の削減など全庁をあげて支出の削減に取り組んできており、第1次長期総合計画におけるシミュレーションの予想に反して財政状況は無難に推移してきました。

しかし、今後は地方交付税の減額が確実視されており、これまで以上に厳しい中で財政運営を行っていかなければなりません。

これからは、現在町が保有している施設の老朽化の状況や、維持管理にかかる経費、使用頻度などを考慮し、用途の見直しや統廃合を進めていくことが求められます。そのためには、固定資産台帳及び統一基準に基づいた財務書類を活用しながら公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の更新、統廃合、長寿命化等の対策を計画的に進めていく必要があります。

施策方針1 役割分担の実現

- ① 住民サービスの向上と管理経費の縮減のため、指定管理者制度や民間企業への事務事業委託などについて検討、推進します。
- ② 補助金全般について検証し、補助金の適正化を図ります。
- ③ 組織の簡素化、合理化に取り組み、住民需要に即した横断的な組織運営に努めます。

施策方針2 公共施設の整備と適正管理

- ① 公共施設等総合管理計画を策定し、インフラを含めた公共施設の状況を把握しながら長期的な視点から更新・統廃合・長寿命化を計画的に進め、財政負担の軽減や平準化、及び各施設の最適な配置の実現を目指します。
- ② 今後必要とされる公共施設は、上記計画に照らし合わせつつ、利便性や適正規模を検討しながら整備します。
- ③ 公共施設の整備にあたり、低廉で良質な公共サービスを提供するためにPF¹の導入を検討します。
- ④ 遊休施設や土地は、処分を含めて有効な活用方法を検討します。
- ⑤ 指定管理施設の増加を図り、直営施設更新時には、民間事業者の参入も視野に入れて事業を計画します。

施策方針3 効率的な行財政運営の確立

- ① バランスのとれた財政運営に向けて適正で正確な収入を見込み、見込んだ歳入の範囲内の歳出予算編成に努めます。
- ② 官民分担の視点から事業の取捨選択を進め、事業の経費節減に努めながら健全な財政基盤を確保します。
- ③ 限られた財源の中、行財政の計画的、効率的な運営管理に努めます。
- ④ 公平性の観点から各種滞納額の早期解消に努めます。

1 公共施設の設計、建設、維持管理、運営等を自治体だけでなく民間の資金、経営能力、技術等を活用して行う手法のこと。事業コストの縮減や、より質の高いサービス提供が可能になる。

參考資料

參考資料

1 長和町長期総合計画策定条例

平成28年6月15日
条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、長和町（以下「町」という。）における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、長和町長期総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 基本構想、基本計画からなる町づくりの指針で、町長が定めるものをいう。
- (2) 基本構想 町のまちづくりの最高理念であり、町の将来像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(議会の議決)

第3条 町長は、基本構想を策定、変更及び廃止しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(基本計画の策定)

第4条 基本計画は、町長が基本構想に即して策定し、又は変更するものとする。

(振興計画審議会への諮問)

第5条 町長は、基本計画を策定するに当たっては、長和町振興計画審議会に諮問するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(策定後の措置)

第7条 町長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(総合計画との整合)

第8条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、総合計画の策定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 長和町振興計画審議会条例

平成17年10月1日 条例第13号

改正 平成18年9月28日 条例第67号

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、長和町振興計画に関し必要な調査及び審議を行うため、長和町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命し、その定数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 長和町議会の議員 3人
- (2) 長和町農業委員会の委員 1人
- (3) 長和町教育委員会の委員 1人
- (4) 信州うえだ農協理事 1人
- (5) 長和町商工会の役員 1人
- (6) 学識経験者 5人
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者 若干人

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決する。

(答申)

第6条 審議会は、町長の諮問に対しこれを審議し、答申しなければならない。

2 答申には、少数意見も併記しなければならない。

(事務局)

第7条 審議会の事務局は、企画財政課に置く。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月28日条例第67号）

この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

3 長和町振興計画審議会委員名簿

任期：平成28年6月30日～平成31年6月29日 (敬称略)

委員氏名	備 考 (長和町振興計画審議会条例第2条第2項)	
小川 純夫	1号委員	長和町議會議員 (審議会長)
竹内 英和	1号委員	長和町議會議員
田村 孝浩	1号委員	長和町議會議員
金井 春子	2号委員	長和町農業委員會委員
龍野 賢一	3号委員	長和町教育委員會委員
掛野 正継	4号委員	信州うえだ農協理事
羽田 義久	5号委員	長和町商工会役員 (審議会長職務代理)
小林 和夫	6号委員	
安藤 一登	6号委員	
小林 節子	6号委員	
渡邊 泉	6号委員	
今井 つや子	6号委員	



4 諒問書

28長企財第145号

平成28年6月30日

長和町振興計画審議会長 様

長和町長 羽田 健一郎

第2次長和町長期総合計画の策定について（諒問）

長和町振興計画審議会条例（平成17年条例第13号）第1条の規定に基づき、第2次長和町長期総合計画の策定について、貴審議会の意見を求める。

5 答申書

平成28年9月2日

長和町長 羽田 健一郎 様

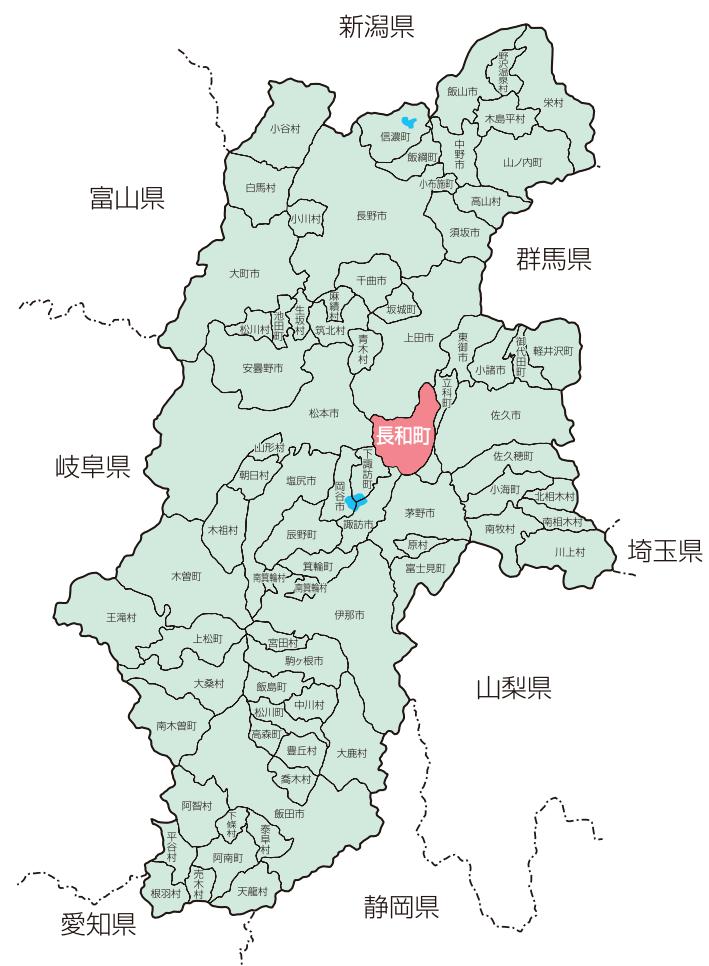
長和町振興計画審議会長 小川 純夫

第2次長和町長期総合計画の策定について（答申）

平成28年6月30日付28長企財第145号で諮問のあった標記の計画について、下記のとおり意見を付し、別添のとおり答申します。

記

- 1 地域の特性を活かし、人の流れを呼び込む施策の実施に努められたい。
- 2 少子高齢化の改善は一自治体でなし得るものではないので、国や県に働きかけるとともに、近隣自治体を含めた広域的な取り組みを推進されたい。
- 3 財政状況を的確に把握し、健全な財政運営のもと、効率的かつ効果的な事業実施に努められたい。
- 4 「協働のまちづくり」が重要となるため、行政は積極的に地域住民と係わるよう努められたい。
- 5 施策の実施にあたっては、住民に充分な周知をされたい。



長和町 町章の説明



真っ赤な太陽、澄み切った青い空、緑の大地、長和町の風景そのままを「長」の「N」を「和」の「W」の頭文字で図案化した。

太陽(目標・夢・希望)に向かって人が走っていくような、元気いっぱいの町を表現している。